

## 審決

無効2018-800044

神奈川県川崎市宮前区神木本町5丁目17番1号  
請求人 株式会社 ユニコム

東京都新宿区新宿5丁目10番6号 能登瀬ビル4F 酒井・蔵合国際特許事務所  
代理人弁理士 酒井 一

東京都新宿区新宿5丁目10番6号 能登瀬ビル4F 酒井・蔵合国際特許事務所  
代理人弁理士 蔵合 正博

神奈川県横浜市港北区高田西二丁目14-13  
被請求人 小林 照男

東京都新宿区新宿2-5-1 アルテビル新宿3階  
代理人弁理士 西村 知浩

上記当事者間の特許第5130307号発明「小動物用酸素治療装置」の特許無効審判事件について、次のとおり審決する。

### 結 論

本件審判の請求は、成り立たない。  
審判費用は、請求人の負担とする。

### 理 由

#### 第1 請求の趣旨

特許第5130307号発明の特許請求の範囲の請求項1ないし4に係る発明についての特許を無効にする。

審判費用は被請求人の負担とする。

との審決を求める。

## 第2 手続の経緯

特許第5130307号（以下、「本件特許」という。）は、平成16年11月22日を出願日とする特願2004-366785号の一部が、平成22年1月13日（以下、「本件出願時」という。）に特願2010-4841号として新たに特許出願され、平成24年2月9日に明細書及び特許請求の範囲についての補正がされ、さらに、同年8月6日に明細書及び特許請求の範囲についての補正（以下、「本件補正」という。）がされ、同年10月23日付けで特許査定がされ、そして、同年11月9日に請求項1ないし4に係る本件特許の特許権の設定の登録がされたものである。

請求人は、平成30年4月20日に、本件特許の請求項1ないし4に係る発明についての特許を無効とすることについて特許無効審判（本件審判）を請求した。

その後の手続の経緯は、以下のとおりである。

平成30年	7月	6日	被請求人、審判答弁書提出
同年	9月	11日	被請求人、口頭審理陳述要領書提出
同年	9月	11日	請求人、口頭審理陳述要領書、手続補正書提出
同年	9月	18日	請求人、弁駁書提出
同年	9月	25日	第1回口頭審理
同年	10月	6日	被請求人、上申書差出
同年	10月	17日	請求人、上申書提出
同年	10月	20日	請求人、手続補正書提出

## 第3 本件特許に係る発明

本件特許の請求項1～4に係る発明（以下、「本件第1発明」などといい、また、これらをまとめて、「本件発明」という。）は、本件特許の特許請求の範囲の請求項1～4に記載された以下の事項によって特定されたとおりのものである。ただし、審判請求書の記載にならって、当合議体において、各請求項に記載された事項を構成に分説し、A1～D2の符号を付した。

### 【請求項1】

- A1 ゼオライトを備えた酸素濃縮器と小動物を収容するケージとから構成され、
- A2 前記ケージは、内外を連通する通孔を有する開放型のケージであって、
- A3 前記通孔は、
- A4 前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように、

- A 5 ケージ内を前記酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気に交換できるように、
- A 6 前記酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる大きさに形成されている
- A 7 ことを特徴とする小動物用酸素治療装置。

【請求項 2】

- B 1 前記酸素濃縮器は、
- B 2 前記ケージ内の圧力を陽圧にして、前記ケージ内の空気を前記通孔から常時外部に放出するように、
- B 3 前記ケージに対し酸素含有空気を供給するものである
- B 4 ことを特徴とする請求項 1 記載の小動物用酸素治療装置。

【請求項 3】

- C 1 前記ケージの上面に前記酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給口を設けると共に、
- C 2 前記通孔をケージの下方位置に設けて成る
- C 3 請求項 1 または 2 記載の小動物用酸素治療装置。

【請求項 4】

- D 1 複数の前記通孔を面方向に散らばるように配置して成る
- D 2 請求項 1、2 または 3 記載の小動物用酸素治療装置。

第 4 当事者が提出した証拠方法

請求人が提出した証拠方法は以下のとおりである。

- 甲第 1 号証：本件特許第 5 1 3 0 3 0 7 号公報
- 甲第 2 号証：本件出願の平成 2 4 年 8 月 6 日提出の手續補正書
- 甲第 3 号証：本件出願に係る特開 2 0 1 0 - 7 5 7 6 2 号公報
- 甲第 4 号証：本件出願の平成 2 4 年 6 月 4 日付け拒絶理由通知書
- 甲第 5 号証：本件出願の平成 2 4 年 8 月 6 日提出の意見書
- 甲第 6 号証：特開 2 0 0 0 - 3 1 4 5 4 2 号公報
- 甲第 7 号証：実願昭 5 4 - 3 4 9 0 9 号（実開昭 5 5 - 1 3 4 8 1 8 号）  
のマイクロフィルム
- 甲第 8 号証：本件出願の平成 2 3 年 1 2 月 8 日付け拒絶理由通知書
- 甲第 9 号証：本件出願の平成 2 4 年 2 月 9 日提出の意見書
- 甲第 1 0 号証：特開 2 0 0 2 - 5 8 3 7 3 号公報
- 甲第 1 1 号証：特開平 1 0 - 1 4 4 2 9 号公報

甲第12号証：特開平11-155406号公報

甲第1号証～甲第12号証は、審判請求書に添付されたものである。また、甲第1号証～甲第12号証の成立につき、当事者間に争いはない（第1回口頭審理調書「被請求人」欄の2）。

以下、各証拠は、「甲第1号証」を「甲1」と、証書番号を用いて略記することができる。

#### 第5 請求人が主張する無効理由

請求人が主張する無効理由は、概ね以下のとおりである（第1回口頭審理調書「請求人」の欄の「3」を参照）。

##### 1 無効理由1（新規事項の追加）

本件補正は、構成A3、A4、A5、A6を追加した点で、特許法第17条の2第3項に規定する要件を満たしていない。

##### 2 無効理由2（進歩性）

2-1：請求項1に係る発明は、甲第6号証（図1）、及び甲第7号証（F1～3）又は甲第12号証に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

2-2：請求項2に係る発明は、甲第6号証（図1）、甲第7号証（F1～3）、及び甲第10号証に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

2-3：請求項3に係る発明（請求項1を引用）は、甲第6号証（図1）、甲第7号証（F1～3）、及び甲第11号証に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

2-4：請求項3に係る発明（請求項2を引用）は、甲第6号証（図1）、甲第7号証（F1～3）、甲第10号証、及び甲第11号証に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

2-5：請求項4に係る発明（請求項1を引用）は、甲第6号証（図1）、甲第7号証（F1～3）、及び甲第7号証（J1）に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

2-6：請求項4に係る発明（請求項2を引用）は、甲第6号証（図1）、甲第7号証（F1～3）、甲第10号証、及び甲第7号証（J1）に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

2-7：請求項4に係る発明（請求項3を引用）は、甲第6号証（図1）、甲第7号証（F1～3）、甲第10号証、甲第11号証、及び甲第7号証（J1）に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

すなわち、本件第1発明～第4発明は、特許法第29条2項の規定により特許を受けることができず、同法第123条第1項第2号に該当する。

なお、甲6号証（図1）に記載された発明については下記「第6の2の（1）のア」を、甲7号証（F1～3）に記載された発明については下記「第6の2の（1）のイの（ア）」を、甲7号証（J1）に記載された発明については下記「第6の2の（1）のイの（イ）」を、甲第10号証に記載された発明については下記「第6の2の（1）のウ」を、甲第11号証に記載された発明については下記「第6の2の（1）のエ」を、甲第12号証に記載された発明については下記「第6の2の（1）のオ」を参照。

### 3 無効理由3（新規性3A及び進歩性3B）

3A：請求項1に係る発明は、甲第6号証（請求項5）に記載された発明と同一である。

すなわち、本件第1発明は、特許法第29条第1項第3号の規定により特許を受けることができず、同法第123条第1項第2号に該当する。

3B-1：請求項2に係る発明は、甲第6号証（請求項5）、及び甲第10号証に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

3B-2：請求項3に係る発明（請求項1を引用）は、甲第6号証（請求項5）、及び甲第11号証に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

3B-3：請求項3に係る発明（請求項2を引用）は、甲第6号証（請求項5）、甲第10号証、及び甲第11号証に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

3B-4：請求項4に係る発明（請求項1を引用）は、甲第6号証（請求項5）、及び甲第7号証（J1）に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

3B-5：請求項4に係る発明（請求項2を引用）は、甲第6号証（請求項5）、甲第10号証、及び甲第7号証（J1）に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

3B-6：請求項4に係る発明（請求項3を引用）は、甲第6号証（請求項5）、甲第10号証、甲第11号証、及び甲第7号証（J1）に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

すなわち、本件第2発明～本件第4発明は、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができず、同法第123条第1項第2号に該当する。

なお、甲第6号証（請求項5）に記載された発明については下記「第6の3の（1）のア」を参照。

## 第6 請求人の主張

### 1 無効理由1（新規事項の追加）

#### （1）構成A3～A6について

ア 構成A3の「通孔」の大きさに関する言及は、【0011】、【0017】、【0021】の三箇所である。そして、この三箇所において、【0011】では、酸素濃度の調整には、「酸素濃縮器からの供給流量」と「通孔の大きさ」の2つの要素が必要であることを明言し、【0017】及び【0021】では、酸素濃度の調整には、「通孔の大きさ」と「酸素濃縮器からの空気供給流量」と「ケージBの容積」との3つの要素が組み合わせられることにより「ケージB内は、酸素集中治療に最適であるとされる例えば30%の酸素濃度の保持される」ことを明言していることから、本件発明は、構成A3の「通孔」の大きさを限定するだけでは酸素濃度の調整はできず、酸素集中治療に「最適」である酸素濃度は実現できないことになる。ところが、本件第1発明は、A3の「通孔」の大きさを構成A4、A5、A6にあるように限定しただけで、酸素濃縮器やケージとの技術的関連性を限定することなく、「最適であるとされる酸素濃度」が得られるとしており、本件の願書に最初に添付した明細書（以下、「本件出願時明細書等」という。）の記載を逸脱するものである（平成30年9月11日提出の手續補正書の第6頁～第8頁）。

イ 構成A4の「ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように、」という構成A3の「通孔」の大きさが如何なる大きさなのかが不明確であり、しかも、或る通孔の大きさ（仮にSとする）の下で「最適」な酸素濃度を實現した後に、酸素濃縮器からの空気供給流量が変動した場合、通孔の大きさがSのままでは「最適」状態を維持し得ないことから、「最適」状態でない構成も本件第1発明の範囲に含むことになり、本件出願時明細書等に記載した事項の範囲を逸脱する（平成30年9月11日提出の手續補正書の第8頁）。

ウ 構成A5の「ケージ内を前記酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気に交換できるように」という構成A3の「通孔」の大きさが如何なる構成態様なのか不明確であり、しかも、酸素濃縮器及びケージについては限定事項はないから、【0022】に記載の「約7分で速やか」な交換ではない場合、或いはケージ内が「酸素リッチな雰囲気」ではない場合も、本件第1発明の範囲に含まれ、本件出願時明細書等に記載した事項の範囲を逸脱する（平成3

0年9月11日提出の手續補正書の第8頁～第9頁)。

エ 構成A6の「前記酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる」という構成A3の「通孔」の大きさが如何なる構成態様なのか不明確であり、しかも、ケージに通孔があれば、ケージ内の酸素含有空気が外部に放出されるのは自明であるから、その大きさは、ゼロではない微小の大きさからケージとしての機能を妨げない極大の大きさまで拡張されることになり、本件出願時明細書等に記載した事項の範囲を逸脱する(平成30年9月11日付けの手續補正書の第9頁～第10頁)。

オ 被請求人は、上記アに対して、そのような明言はないから、請求人の主張には根拠がなく、上記イ～エに対して、本件発明は、有機的一体性からなる技術的思想に特徴があるのであって、「通孔の大きさ」を「如何なる大きさ」にするのか、その具体的数値を特定した発明ではない、と主張する。

しかしながら、請求人は、本件発明が、具体的数値を特定した発明と誤解しているわけではない。また、構成A4の「ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように、」の部分、構成A5、構成A6は、いずれも作用効果の記載であり、作用効果にあてはまる技術構成を有するあらゆる発明を含むことになり、酸素含有空気の供給量を従来の3L/minとした技術も含まれることになるから、新規事項に当たる(平成30年9月18日提出の弁駁書の第2頁～第6頁、平成30年10月17日提出の上申書の第2頁～第10頁)。

## (2) 「大量」について

本件第1発明には、「大量」という要素が反映されていないため、本件出願時明細書等に記載された発明とは異なる発明であり、本件特許公報(甲1)の【0010】の作用効果の記載とも整合しないから、新規事項に当たる(平成30年9月11日提出の手續補正書の第10頁～第11頁、平成30年10月17日提出の上申書の第2頁～第10頁)。

## 2 無効理由2 (進歩性)

### (1) 各文献に記載された発明等

#### ア 甲6

(ア) 甲6の【0005】、【0035】の記載から、甲6では、酸素濃度40%未満のところが最適酸素濃度(※)と認識されている(平成30年9月11日提出の手續補正書の第13頁)。

(※)平成30年9月11日付けの手續補正書の第13頁の上から22行目には「最適温度」と記載されているが、「最適酸素濃度」の誤記と解される

(イ) そうすると、甲6の図1に示される装置について、以下の発明（以下、「甲第6号証（図1）に記載された発明」という。）が記載されている（平成30年9月11日提出の手續補正書の第13頁～第14頁）。

E1 ゼオライトを備えた酸素濃縮器3と小動物を収容するケージ2とから構成されている。

E2 前記ケージ2は、内外を連通する通孔2bを有する開放型のケージである。

E3 前記通孔2bは、

E4 前記ケージ2に酸素濃度調整手段5, 6を具備し、ケージ2内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるようにしている。

E5 ケージ2内を前記酸素濃縮器3からの新鮮な酸素含有空気に交換できる。

E6 前記酸素濃縮器3からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる大きさに形成されている。

E7 ことを特徴とする小動物用酸素治療装置1である。

イ 甲7

(ア) 甲7には、次の発明（以下、「甲第7号証（F1～3）に記載された発明」という。）が記載されている（平成30年9月11日提出の手續補正書の第16頁～第17頁）。

F1 乾燥機2と小動物を収容するケージ1とから構成され、

F2 前記ケージ1は、内外を連通する通孔3（ないしは穴4）を有する開放型のケージである。

F3 前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、ケージ1内を小動物の治療（この場合は「乾燥」）に最適であるとされるペット乾燥の環境に保持できるようにしている。

(イ) 甲7には、次の発明（以下、「甲第7号証（J1）に記載された発明」という。）が記載されている（平成30年9月11日提出の手續補正書の第22頁～第23頁）。

なお、丸囲み数字は、「丸1」のように表記する（以下、同様）。

J1 「容器丸1の中へ洗毛後のペットを入れて丸2より温風または冷風を送ることにより、ペットの乾燥が容易にできるわけであるが、第2図の丸4は容器を構成している壁板に穴をあけることにより、丸2より送られて来る風を周囲に散らす効果があり、乾燥機より送られる風の温度が高い場合は特に有効である。」

ウ 甲10

甲10には、次の発明（以下、「甲第10号証に記載された発明」という。）が記載されている（平成30年9月11日提出の手續補正書の第20頁）。

H1 「この空気の流れにより、実験室内の空気中に含まれている雑菌等の感染源は、フィルターにより完全に除去されクリーンな空気が常に飼育ゾーンに供給される。同時に、除菌されたクリーンな空気がファンで連続的に送り込まれるため、飼育ゾーンは実験室より若干気圧の高い陽圧状態が保たれる。従って、実験室から飼育ゾーンに雑菌等感染源が侵入する恐れはなく、良好な環境下で実験用動物の飼育ができる。」

エ 甲11

甲11には、次の発明（以下、「甲第11号証に記載された発明」という。）が記載されている（平成30年9月11日提出の手續補正書の第21頁）。

I1 「観察室20の図2中、右側面部には、開口された通気窓21が設けられている。通気窓21は、電装部40の窓41aから送られる風を取り入れるための部分である。」

I2 「溜め室30の図2中、右側面部には、電装室40の窓41bを介して電装室40と通気するための通気窓33が形成されている。」

オ 甲12

甲12には、次の発明（以下、「甲第12号証に記載された発明」という。）が記載されている（平成30年9月11日提出の手續補正書の第19頁）。

G1 「前記ケージに流量調整手段（酸素濃度調整手段）を具備することなく、ケージ内を小動物の治療（この場合は「病気等の二次感染防止」）に最適であるとされる清浄空気的环境に保持できるようにしている。」

(2) 本件第1発明について

ア 対比

(ア) 甲第6号証（図1）に記載された発明の構成E2の「隔離室」について、被請求人は、平成23年12月8日付け拒絶理由通知書（甲8）に対する平成24年2月9日提出の意見書（甲9）において、甲6に記載の隔離室は非常に気密性が高いものであり、本件発明の「開放型」ケージとは相違する、と主張する。

a しかしながら、第1に、「隔離」と「気密」とを同一視してはならず、第2に、甲6には、隔離室が気密であるとの説明はなく、甲6の隔離室が内

外を連通する排気口を有する開放型のケージであることは明らかであり、第3に、酸素濃度調節器6のフィードバック制御を使うために、必ずしも隔離室2が気密性を持たなければならないことはないから、甲9における被請求人の上記主張は失当である（平成30年9月11日提出の手續補正書の第14頁～第15頁）。

b また、甲6の公開特許公報（甲3）の【0006】には「そこで、本願発明は、ケージ内の空気を外部に放出可能とした開放型のケージ」と記載されているように、ケージ内の空気を外部に放出可能としたものが開放型の意味であり、この意味にしたがえば、甲6の隔離室も「開放型」といえる（平成30年9月18日提出の弁駁書の第12頁）。

（イ） そうすると、本件第1発明と甲第6号証（図1）に記載された発明とを対比すると以下のとおりである（平成30年9月11日提出の手續補正書の第14頁～第16頁）。

a 本件第1発明の構成A1と甲第6号証（図1）に記載された発明の構成E1とは同一である。

b 本件第1発明の構成A2と甲第6号証（図1）に記載された発明の構成E2とは同一である。

c 本件第1発明の構成A3と甲第6号証（図1）に記載された発明の構成E3とは同一である。

d 本件第1発明の構成A4と甲第6号証（図1）に記載された発明の構成E4とは、本件第1発明の構成A4が「ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように」しているのに対して、甲第6号証（図1）に記載された発明の構成E4が「ケージ2に酸素濃度調整手段5、6を具備し、ケージ2内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるようにしている」点において相違する。

e 本件第1発明の構成A5と甲第6号証（図1）に記載された発明の構成E5とは同一である。

f 本件第1発明の構成A6と甲第6号証（図1）に記載された発明の構成E6とは同一である。

g 本件第1発明の構成A7と甲第6号証（図1）に記載された発明の構成E7とは同一である。

（ウ） 相違点

上記（イ）により、本件第1発明と甲第6号証（図1）に記載された発明とは、本件第1発明が「ケージに酸素濃度調整手段を具備していない」のに対して、甲第6号証（図1）に記載された発明が「ケージ2に酸素濃度調整

手段5、6を具備している」点において相違する（平成30年9月11日提出の手續補正書の第16頁）。

イ 相違点の検討

(ア) 甲第6号証（図1）に記載された発明と甲第7号証（F1～3）に記載された発明との組み合わせについて

a 甲第6号証（図1）に記載された発明と甲第7号証（F1～3）に記載された発明とは、どちらも小動物を対象にしており、甲7に記載の洗毛の乾燥処理も治療の一貫（風邪をひかせないための予防治療）と解釈すれば、甲第6号証（図1）に記載された発明と甲第7号証（F1～3）に記載された発明の技術分野は同一として差し支えない。そして、本件第1発明の構成A4の「前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、」の部分と甲第7号証（F1～3）に記載された発明の構成F3の「前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、」とは同一である。

以上から、本件第1発明は、甲第6号証（図1）及び甲第7号証（F1～3）に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである（平成30年9月11日提出の手續補正書の第18頁）。

b 被請求人は、この点に関して、本件発明と甲7との技術分野の違い、用途の違い、各構成の機能の違い、容器（ケージ）に供給される空気の違い、などを挙げて、甲7の証拠方法としての不適正を指摘する。

しかしながら、本件第1発明と甲第6号証（図1）に記載された発明とは、本件第1発明が「ケージに酸素濃度調整手段を具備していない」のに対して、甲第6号証（図1）に記載された発明が「ケージ2に酸素濃度調整手段5、6を具備している」点において相違するのみであり、その他の構成は同一であるから、甲7は証拠方法としての適格性を有している（平成30年9月18日提出の弁駁書の第6頁～第9頁）。

(イ) 甲第6号証（図1）に記載された発明と甲第12号証に記載された発明との組み合わせについて

本件第1発明の構成A1～A3、A5～A7は、甲第6号証（図1）に記載された発明のE1～E3、E5～E7と同一であり、本件第1発明の構成A4と甲第12号証に記載された発明の構成G1とは同一である。

以上から、甲第6号証（図1）及び甲第12号証に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである（平成30年9月11日提出の手續補正書の第19頁～第20頁）。

(3) 本件第2発明について

ア 対比

本件第2発明は、本件第1発明の構成を含み、さらに構成B1～B3を含むものである。本件第2発明の構成B1及びB3は、甲第6号証（図1）に記載された発明の構成E5及びE6と同一であり、本件第2発明の構成B2は、甲第10号証に記載された発明と同一である（平成30年9月11日提出の手續補正書の第20頁）。

イ 相違点の検討

本件第2発明は、甲第6号証（図1）、甲第7号証（F1～3）、及び甲第10号証に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである（平成30年9月11日提出の手續補正書の第20頁～第21頁）。

（4） 本件第3発明について

ア 対比

本件第3発明は、本件第1発明及び本件第2発明を含み、さらに構成C1～C2を有するものである。

甲第11号証に記載された発明の構成I1における「通気窓21」は、本件発明の「供給口」に対応しており、甲第11号証に記載された発明の構成I2における「通気窓33」は、本件発明の「通孔7」に対応するから、本件第3発明の構成C1は、甲第11号証に記載された発明の構成I1と同一であり、本件第3発明の構成C2は、甲第11号証に記載された発明の構成I2と同一である（平成30年9月11日提出の手續補正書の第21頁～第22頁）。

イ 相違点の検討

本件第3発明（請求項1を引用）は、甲第6号証（図1）、甲第7号証（F1～3）、及び甲第11号証に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

本件第3発明（請求項2を引用）は、甲第6号証（図1）、甲第7号証（F1～3）、甲第10号証、及び甲第11号証に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである（平成30年9月11日提出の手續補正書の第22頁）。

（5） 本件第4発明について

ア 対比

本件第4発明は、本件第1発明、第2発明、または第3発明の構成を含み、さらに構成D1を有するものである。

甲第7号証（J1）に記載された発明の「容器丸1」、「穴丸4」は、本

件発明の「ケージ」、「通孔」にそれぞれ対応しており、甲7の第2図を見ると、複数の穴丸4が面方向に散らばるように配置されているから、本件第4発明の構成D1と甲第7号証(J1)に記載された発明とは同一である(平成30年9月11日提出の手續補正書の第22頁～第23頁)。

イ 相違点の検討

本件第4発明(請求項1を引用)は、甲第6号証(図1)、甲第7号証(F1～3)、及び甲第7号証(J1)に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

本件第4発明(請求項2を引用)は、甲第6号証(図1)、甲第7号証(F1～3)、甲第10号証、及び甲第7号証(J1)に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

本件第4発明(請求項3を引用)は、甲第6号証(図1)、甲第7号証(F1～3)、甲第10号証、甲第11号証、及び甲第7号証(J1)に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである(平成30年9月11日提出の手續補正書の第23頁～第24頁)。

3 無効理由3(無効理由3Aは新規性、無効理由3Bは進歩性)について

(1) 各文献に記載された発明等

ア 甲6

(ア)甲6の【特許請求の範囲】には、酸素富化空気供給装置から酸素富化空気を対象物に供給する発明として、【請求項1】から【請求項8】に8個の発明(独立項)が記載されており、そのうち、【請求項1】と【請求項5】に記載された発明には酸素濃度調整手段を配置することの記載はなく、他の請求項に記載された発明は、対象物に酸素濃度調整手段(O<sub>2</sub>センサ)を配置した発明としていることから、甲6の発明者は、酸素濃度調整手段を具備する発明と、酸素濃度調整手段を具備しない発明との両方の発明思想を想起していたことに間違いなく、請求項5に記載の隔離室は、酸素濃度調整手段を具備していないと判断するのが当然である(平成30年9月11日提出の手續補正書の第25頁～第26頁)。

この点に関して、被請求人は、甲6の明細書の内容を検討すると、ケージに酸素濃度調整手段を具備しない実施形態が記載されているとは認められない、と主張する。

しかしながら、【0025】に請求項5に対応する発明が記載され、【0026】に請求項6に対応する発明が記載されているように、酸素濃度調整手段を具備しない装置と、酸素濃度調整手段を具備する装置を対比的に掲載しているから、請求項5をわざわざ酸素濃度調整手段を具備する装置として認定することには無理がある(平成30年9月18日提出の弁駁書第9頁～

第11頁)。

(イ) 甲6の【0029】～【0036】は、【0031】、【0034】、【0036】に記載された態様(いずれも酸素濃度調整手段に関連する)を除くと、甲第6号証(請求項5)に記載され発明に対応する説明である(平成30年9月18日提出の弁駁書の第11頁～第12頁)。

(ウ) 甲6の【0068】と【0069】の第1行～第3行の作用効果に関する記載は、甲第6号証(請求項5)に記載された発明の作用効果としても認定できる(平成30年9月18日提出の弁駁書の第11頁～第12頁)。

(エ) 上記(ア)～(ウ)を踏まえると、甲6の請求項5には、以下の発明(以下、「甲第6号証(請求項5)に記載された発明」という。)が記載されている(平成30年9月11日提出の手續補正書の第24頁～第27頁)。

- E1 ゼオライトを備えた酸素濃縮器3と小動物を収容するケージ2
- E2 前記ケージ2は、内外を連通する通孔2bを有する開放型のケージ
- E3 前記通孔2bは、
- E5 ケージ2内を前記酸素濃縮器3からの新鮮な酸素含有空気に交換できる。
- E6 前記酸素濃縮器3からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる大きさに形成されている。
- E7 ことを特徴とする小動物用酸素治療装置1である。
- E8 前記ケージ2に酸素濃度調整手段5, 6を具備せず、ケージ2内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるようにしている。

イ 甲7

甲7には、次の発明(以下、「甲第7号証(J1)に記載された発明」という。)が記載されている(平成30年9月11日提出の手續補正書の第31頁)。

J1 「容器丸1の中へ洗毛後のペットを入れて丸2より温風または冷風を送ることにより、ペットの乾燥が容易にできるわけであるが、第2図の丸4は容器を構成している壁板に穴をあけることにより、丸2より送られて来る風を周囲に散らす効果があり、乾燥機より送られる風の温度が高い場合は特に有効である。」

ウ 甲10

甲10には、甲第10号証に記載された発明が記載されている（平成30年9月11日提出の手續補正書の第29頁）。

H1 「この空気の流れにより、実験室内の空気中に含まれている雑菌等の感染源は、フィルターにより完全に除去されクリーンな空気が常に飼育ゾーンに供給される。同時に、除菌されたクリーンな空気がファンで連続的に送り込まれるため、飼育ゾーンは実験室より若干気圧の高い陽圧状態が保たれる。従って、実験室から飼育ゾーンに雑菌等感染源が侵入する恐れはなく、良好な環境下で実験用動物の飼育ができる。」

エ 甲11

甲11には、甲第11号証に記載された発明が記載されている（平成30年9月11日提出の手續補正書の第29～30頁）。

I1 「観察室20の図2中、右側面部には、開口された通気窓21が設けられている。通気窓21は、電装部40の窓41aから送られる風を取り入れるための部分である。」

I2 「溜め室30の図2中、右側面部には、電装室40の窓41bを介して電装室40と通気するための通気窓33が形成されている。」

(2) 本件第1発明に対する無効理由3A（新規性）について

ア 対比

(ア) 甲第6号証（請求項5）に記載された発明の構成E2における「隔離室」について

a 被請求人は、平成30年7月6日提出の審判答弁書において、甲第6号証（請求項5）に記載された「隔離室」は、気密性が高く、開放型ではないのに対して、本件第1発明の通孔を備えたケージは開放型であると論じる。

しかしながら、甲6の公開特許公報（甲3）の【0006】には「そこで、本願発明は、ケージ内の空気を外部に放出可能とした開放型のケージ」と定義しており、この定義にしたがえば、甲6の隔離室も「開放型」といえる（平成30年10月17日提出の上申書の第11頁～第12頁）。

b 被請求人は、平成30年7月6日提出の審判答弁書において、甲第6号証（請求項5）に記載された発明のような気密性の高い隔離室は酸素濃度調整手段を具備しており、本件第1発明のような開放型ケージに、酸素濃度調整手段を用いると、隔離室内部の雰囲気を経時的に大きく変動するため、フィードバック制御は不要、或いは不向きであると主張する。

しかしながら、フィードバック制御技術は、雰囲気が経時的に大きく変動しても、それに対応した制御は十分可能である（平成30年10月17日提出の上申書の第11頁～第12頁）。

(イ) 甲第6号証(請求項5)に記載された発明の構成E5について

甲6の【0068】の記載から、隔離室は酸素濃度が高い酸素富化環境になるは、本件発明の構成E5「ケージ内を前記酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気に交換できる」に相当する(平成30年9月11日提出の手續補正書の第27頁)。

(ウ) 甲第6号証(請求項5)に記載された発明の構成E6について

甲6の【0068】の記載から、送気管から吸気口にかけて酸素富化空気供給装置から酸素富化空気が隔離室の室内空間に連続的に供給されることにより、隔離室は、余分な汚れた空気は外部へ排出されるは、本件発明の構成E6「酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる」に相当する(平成30年9月11日提出の手續補正書の第27頁)。

(エ) 甲第6号証(請求項5)に記載された発明の構成E8について

甲6の【0068】の記載から、病気や体調不良等の理由で隔離室内に収容された動物は、酸素富化環境中に置かれることによって、迅速に体調を整えることが可能であり、これは、隔離室内に収容された動物にとってみれば、酸素集中治療に最適な環境に置かれていることになる状態であり、本件発明の構成E8「ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように」に相当する(平成30年9月11日提出の手續補正書の第27頁)。

(オ) 以上から、本件第1発明と甲第6号証(請求項5)に記載された発明を対比すると、以下のとおりである(平成30年9月11日提出の手續補正書の第26頁～第27頁)。

a 本件第1発明の構成A1と甲第6号証(請求項5)に記載された発明の構成E1とは同一である。

b 本件第1発明の構成A2と甲第6号証(請求項5)に記載された発明の構成E2とは同一である。

c 本件第1発明の構成A3と甲第6号証(請求項5)に記載された発明の構成E3とは同一である。

d 本件第1発明の構成A4と甲第6号証(請求項5)に記載された発明の構成E8とは同一である。

e 本件第1発明の構成A5と甲第6号証(請求項5)に記載された発明の構成E5とは同一である。

f 本件第1発明の構成A6と甲第6号証(請求項5)に記載された発明の構成E6とは同一である。

g 本件第1発明の構成A7と甲第6号証(請求項5)に記載された発明の

構成E7とは同一である。

(カ) 上記(オ)のとおりであるから、本件第1発明は、甲第6号証(請求項5)に記載された発明と同一である(平成30年9月11日提出の手續補正書の第28頁)。

(3) 本件第2発明～第4発明に対する無効理由3B(進歩性)について  
ア 本件第2発明について

(ア) 対比

本件第2発明は、本件第1発明の構成を含み、さらに構成B1～B3を有するものである。本件第2発明の構成B1及びB3は、甲第6号証(請求項5)に記載された発明の構成E5及びE6と同一であり、本件第2発明の構成B2は、甲第10号証に記載された発明と同一である(平成30年9月11日提出の手續補正書の第28頁～第29頁)。

(イ) 相違点の検討

本件第2発明は、甲第6号証(請求項5)、及び甲第10号証に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである(平成30年9月11日提出の手續補正書の第29頁)。

イ 本件第3発明について

(ア) 対比

本件第3発明は、本件第1発明または第2発明の構成を含み、さらに構成C1～C2を有するものである。本件第3発明の構成C1は、甲11発明の構成I1と同一であり、本件第3発明の構成C2は、甲11発明の構成I2と同一である(平成30年9月11日提出の手續補正書の第29頁～第30頁)。

(イ) 相違点の検討

本件第3発明(請求項1を引用)は、甲第6号証(請求項5)、及び甲第11号証に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものである。

本件第3発明(請求項2を引用)は、甲第6号証(請求項5)、甲第10号証、甲第11号証に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである(平成30年9月11日提出の手續補正書の第30頁～第31頁)。

ウ 本件第4発明について

(ア) 対比

本件第4発明は、本件第1発明、第2発明、または第3発明の構成を含み、さらに構成D1を有するものである。本件第4発明と甲第7号証（J1）に記載された発明とを対比すると、本件第4発明の構成D1は、甲第7号証（J1）に記載された発明と同一である（平成30年9月11日提出の手續補正書の第31頁）。

（イ） 相違点の検討

本件第4発明（請求項1を引用）は、甲第6号証（請求項5）、及び甲第7号証（J1）に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

本件第4発明（請求項2を引用）は、甲第6号証（請求項5）、甲第10号証、及び甲第7号証（J1）に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

本件第4発明（請求項3を引用）は、甲第6号証（請求項5）、甲第10発明、甲第11号証、及び甲第7号証（J1）に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである（平成30年9月11日提出の手續補正書の第31頁～第32頁）。

第7 被請求人の主張

1 無効理由1（新規事項の追加）に対する反論

（1） 構成A3～A6に対する反論

ア 構成A4の「前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、」について

【0006】、【0011】、及び本件出願時明細書等の全ての記載を総合すると、従来公知の酸素治療装置では、ケージ内の雰囲気調整する調整機構が別途、設けられていたことを前提とする一方、本件発明では、少なくとも調整機構に頼らない小動物用酸素治療装置を提供するに至っている旨が記載されていることが明確であり、本件の請求項1に係る発明の「前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく」の補正は、新たな技術的事項を導入しないものである（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第16頁～第19頁）。

イ 構成「A4」の「ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように」について

【0022】には「・・・、ケージB内は、酸素集中治療に最適であるとされる例えば30%の酸素濃度に保持される。」と記載されており、本件出願時明細書等の記載した事項の範囲内においてしたものである（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第19頁）。

ウ 構成「A5」について

【0022】には「すると、ケージB内の空気は、約7分で速やかに新鮮な酸素含有空気と交換して酸素リッチな雰囲気となる」と記載されており、本件出願時明細書等の記載した事項の範囲内においてしたものである（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第19頁～第20頁）。

エ 構成「A6」について

【0010】の「・・・酸素濃縮器から大量の酸素含有空気を外部に放出する通孔を有する開放型のケージ内に供給するので、ケージ内の空気は酸素リッチな空気に速やかに置換できて使用に便利であると共に、ケージ内の空気は、通孔から常時外部に放出されるので・・・」という前提のもと、【0011】の「・・・、および酸素濃縮器からの供給流量とケージに配設される通孔の大きさにより酸素濃度を容易に調整できるので、・・・」の記載内容を考慮すれば、酸素濃縮器からの供給流量との関係性において、ケージの通孔の大きさが特定されるという趣旨の記載であると認められるため、本件出願時明細書等の記載した事項の範囲内においてしたものである（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第20頁）。

オ 請求人は、通孔の大きさが、如何なる大きさであるのか明確ではないと主張する。

しかしながら、本件発明は、「通孔」に関して、「通孔は、ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように、ケージ内を酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気と交換できるように、酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる大きさに形成されている」と特定されており、この構成全体の一体性からなる技術的思想に特徴があるのであって、「通孔の大きさ」を「如何なる大きさ」にするのか、その具体的数値を特定した発明ではない（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第22頁～第30頁）。

カ 請求人は、【0017】及び【0021】では、酸素濃度の調整には、「通孔の大きさ」と「酸素濃縮器からの空気供給流量」と「ケージBの容積」との3つの要素が組み合わせられることにより、ケージB内は酸素集中治療に最適であるとされる例えば30%の酸素濃度に保持される」ことが明言されている、と主張する。

しかしながら、本件特許公報（甲3）には、そのような記載はなく、請求人の主張には根拠がない（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第22頁～第23頁）。

キ 請求人は、本件第1発明の構成A4～A6は作用効果の記載であり、作用効果をピックアップして構成した請求項はあらゆるものを含むことになるから、新規事項の追加であると主張する。

しかしながら、本件第1発明に示す技術思想は、発明の構成および作用効果からなるものであるから、作用効果を取り入れることによってあらゆる発明を広く含むという解釈にはならない（平成30年10月6日差出の上申書の第11頁～第12頁）。

## (2) 「大量」についての反論

請求人は、本件発明と、本件特許公報（甲1）の【0010】に記載の作用効果との対応が明確ではなく整合性がとれないと主張している。

しかしながら、「大量」という文言は、平成24年6月4日付け拒絶理由通知書（甲4）を受けて、手続補正により削除した経緯があり、酸素濃縮器から酸素含有空気をケージ内に供給すれば、ケージ内部には所定の酸素含有空気の気流が発生するのであり、この気流がケージ外部の空気（流）と比較して、「大量」といえるのか否かの基準は、観測者の「主観的な」要素であり、請求項の表現として相応しくないから削除したのである。

また、仮に、上記対応関係が明確でなく、表面的な整合性がとれていない場合であっても、そのことだけを以って、本件第一発明の特許は、特許法第17条の2第3項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願に対してされたものであるといえるものでもない（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第33頁～第34頁）。

## 2 無効理由2に対する反論

### (1) 各文献に記載された発明等の認定・対比の誤り

#### ア 甲第6号証（図1）に記載された発明

##### (ア) 甲第6号証（図1）発明の構成E2について

a 甲6に記載の「隔離室2」は、排気口2bが形成されているものの、気密性の高いケージであり、本件発明のように「開放型」ではないから、本件第1発明の構成E2と甲第6号証（図1）に記載された発明のE2とは同一ではない（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第41頁）。

b 請求人は、本件第1発明の構成A2と甲第6号証（図1）に記載された発明の構成E2は同一であると主張する。

しかしながら、甲6において、隔離室が開放型であれば、調整手段のフィードバック制御が困難になるから、隔離室を気密性の高い構造にするのが常識である。また、甲6は、外気と隔離された隔離室を設け、該隔離室にO<sub>2</sub>センサと酸素濃度調節器を取り付け、これらで室内の雰囲気を検知しながら

制御装置によって隔離室を所望の酸素濃度に保つようにしたものであるから、甲6の前提として、気密性の高い隔離室が採用されなければならないことは技術常識である。

また、請求人は、フィードバック技術を使うためには必ずしも隔離室が気密性を持たなければならないことはないと主張する。

しかしながら、フィードバック技術を用いる場合、開放型ではなく、気密性の高い隔離室を採用することは当然である。よって、かかる主張は、誤りである（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第40頁～第41頁、第47頁～第51頁）。

c 請求人は、平成30年9月18日提出の弁駁書において、甲6に記載の「隔離室」は、「排気口2bが隔離室内の空気を外部に放出可能とする」を根拠として、開放型であることを主張する。

しかしながら、容積が決まっている容器に対して、流体を供給する場合には、吸気口とともに排気口がなければならず、「排気口2bが隔離室内の空気を外部に放出可能とする」ことを理由として、甲6に記載の「隔離室」を開放型と認定するのは誤りである。

また、隔離室が開放型とすれば、フィードバック制御の実行をするうえで障害となるのであるから、甲6に記載の隔離室は、気密型と解釈するのが妥当である（平成30年10月6日差出の上申書の第18頁～第20頁）。

(イ) 甲第6号証(図1)に記載された発明の構成E3について

a 甲6に記載の「排気口2b」は、機能の点から、本件発明の「通孔」でないことは明確であるから、甲第6号証(図1)に記載された発明には、構成E3は記載されていない（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第40頁～第41頁）。

b 請求人は、本件第1発明の構成A3と甲6(図1)発明の構成E3とは同一であると主張するが、上記aのとおりであるから、両者は同一ではない（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第52頁）。

(ウ) 甲第6号証(図1)に記載された発明の構成E4について

a 甲第6号証(図1)に記載された発明の構成E4について、その用途が「小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度」とまでは読み取れないため、甲第6号証(図1)に記載された発明には、構成E4は記載されていない。

請求人は、【0005】の記載から、甲第6号証(図1)に記載された発明は、酸素濃度が40%未満のところを最適濃度と認識していると主張するが、【0005】の記載は健康器具であり、両者では用途が異なる（平成3

0年7月6日提出の審判答弁書の第42頁、第45頁)。

b 請求人は、本件第1発明の構成A4と甲第6号証(図1)に記載された発明の構成E4とは同一であると主張するが、甲6には、甲6の「排気口2b」の大きさに関し、「ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持するようにしている」という視点で形成されている、という記載や示唆はない(平成30年7月6日提出の審判答弁書の第53頁)。

(エ) 甲第6号証(図1)に記載された発明の構成E5について

a 甲6に記載の「排気口2b」は、単なる排気口であり、「ケージ2内を酸素濃縮器3からの新鮮な酸素含有空気に交換できる」ことは、甲6に記載されていないから、甲第6号証(図1)に記載された発明には、構成E5は記載されていない(平成30年7月6日提出の審判答弁書の第45頁~第46頁)。

b 請求人は、本件第1発明の構成A5と甲第6号証(図1)に記載された発明の構成A5とは同一であると主張するが、甲6には、甲6の「排気口2b」の大きさに関し、「ケージ内を前記酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気に交換できるように」という視点で形成されている、という記載や示唆はない(平成30年7月6日提出の審判答弁書の第53頁)。

(オ) 甲第6号証(図1)に記載された発明の構成E6について

a 甲6に記載の「排気口2b」は、単なる排気口であり、「酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる大きさに形成されている」ことは、甲6に記載も示唆もないから、甲第6号証(図1)に記載された発明には、構成E6は記載されていない(平成30年7月6日提出の審判答弁書の第46頁)。

b 請求人は、本件第1発明の構成A6と甲第6号証(図1)に記載された発明の構成E6とは同一であると主張するが、甲6には、甲6の「排気口2b」の大きさに関し、「前記酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる大きさに形成されている」という視点で形成されている、という記載や示唆はない(平成30年7月6日提出の審判答弁書の第53頁~第54頁)。

(カ) 甲第6号証(図1)に記載された発明の構成E7について

a 甲6には小動物用酸素治療装置とは明記されておらず、甲第6号証(図1)に記載された発明は酸素富化環境装置であり、本件第1発明と甲第6号

証（図1）に記載された発明とは技術分野が異なる（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第47頁）。

b 請求人は、本件第1発明の構成A7と甲第6号証（図1）に記載された発明の構成E7とは同一であると主張するが、本件発明は「小動物用酸素治療装置」であり、甲第6号証（図1）に記載された発明は「酸素富化環境装置」であり、両者は用途および機能において相違する（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第54頁）。

イ 甲第7号証に記載された発明

（ア） 甲第7号証（F1～3）に記載された発明

甲7には「小動物の治療」に関する記載や示唆はないから、甲第7号証（F1～3）に記載された発明の構成F3における「前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく」だけは正しく、その余は誤りである（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第54頁～第58頁、平成30年10月6日差出の上申書の第8頁）。

（イ） 甲第7号証（J1）に記載された発明

甲7の「穴丸4」は、本件発明の「通孔」に対応するものではない（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第68頁）。

ウ 甲第10号証に記載された発明

甲第10号証に記載された発明は、飼育ゾーン内の雰囲気は細かく調整される必要があるものであるから、本件発明とは、目的、構成、効果が全く異なる（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第65頁）。

エ 甲第11号証に記載された発明

甲11に記載の「通気窓21」及び「通気窓33」は、本件発明の「通孔」には該当しない（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第66頁～第67頁）。

オ 甲第12号証に記載された発明

甲第12号証に記載された発明は、本件発明とは技術分野が異なり、実験用小動物飼育装置であって、ケージに清浄空気を気流させるものであり、清浄空気流に対するケージの通孔の大きさによってケージ内を小動物の治療に最適である酸素濃度となるように制御したものではない（平成30年7月6日提出の審判答弁書の第62頁、平成30年10月6日差出の上申書の第9頁～第10頁）。

(2) 相違点の検討の誤り

ア 甲第6号証(図1)と甲第7号証(F1~3)に記載された発明の組み合わせについての反論

甲6と甲7とは技術分野が相違するから、両者を組み合わせて本件発明を無効にすることはできない。仮に、甲6と甲7との組み合わせが認められ、本件発明における「ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく」の構成は甲7を根拠にして、本件発明におけるその他の構成は甲6を根拠にするとして、甲6と甲7とを組み合わせたとしても、本件発明の進歩性を否定することはできない(平成30年7月6日提出の審判答弁書の第58頁~第61頁)。

イ 甲第6号証(図1)と甲第12号証に記載された発明の組み合わせについての反論

甲6と甲12とは技術分野が相違するから、両者を組み合わせて本件発明を無効にすることはできない。仮に、甲6と甲12との組み合わせが認められ、甲第6号証(図1)に記載された発明に対して、本件発明の「ケージ」に相当しない甲第12号証に記載された発明の「小動物が収容されるラック本体13」を組み合わせても、本件発明に至らない(平成30年7月6日提出の審判答弁書の第62頁~第64頁)。

(3) 本件第2発明についての反論

甲10は、飼育ゾーン内の雰囲気は調整される必要があるものであるが、本件発明は、ケージ内の雰囲気調整を不要にしたものであり、甲10に記載された技術の一部を抜き出して、甲第6号証(図1)と甲第7号証(F1~3)に記載された発明とを組み合わせた発明に適用しても、本件第2発明には至らない(平成30年7月6日提出の審判答弁書の第64頁~第65頁)。

(4) 本件第3発明についての反論

甲11に記載の「通気窓21」および「通気窓33」は、本件発明の「通孔」に対応するものではないから、請求人の主張は失当である(平成30年7月6日提出の審判答弁書の第65頁~第67頁)。

(5) 本件第4発明についての反論

甲7の「穴丸4」は、本件発明の「通孔」に対応するものではないから、請求人の主張は失当である(平成30年7月6日提出の審判答弁書の第67頁~第68頁)。

3 無効理由3(新規性3A)に対する反論

(1) 甲第6号証(請求項5)に記載された発明等の誤り

ア 甲6の請求項5に記載されている内容は、甲6の発明者が意図していた発明を認定する必要がある。【発明が解決しようとする課題】の【0013】には「また他の目的は、O<sub>2</sub> センサによって酸素濃度を検知しながら制御装置によって隔離室を所望の酸素濃度に保つことによって、該隔離室の室内を安全でかつ安定的な酸素富化状態にすることである。」と記載されており、【発明の効果】の【0091】にも同様の記載がある。更に、【発明の実施の形態】には、第1実施例から第8実施例が記載されているが、全ての実施例において、O<sub>2</sub> センサ5と酸素濃度調節器6を備えた構成が記載されている。

酸素濃度調整手段を具備する発明と、酸素濃度調整手段を具備しない発明の両方の発明思想が開示されているのなら、それぞれの技術的長所も記載されているはずであるが、酸素濃度調整手段が隔離室に設けられていない場合の効果に記載されていない。

したがって、甲6の請求項5及び【0025】には、構成A4の「ケージに酸素濃度調整手段を具備」しない実施形態が記載されているとは認められない(平成30年7月6日提出の審判答弁書の第42頁～第44頁、平成30年10月6日差出の上申書の第2頁～第4頁)。

イ 請求人は、発明の認定において、甲6の【0068】を引用しているが、【0068】は実施例1の作用効果の一部であるから、甲6(請求項5)発明の認定において誤りが認められる(平成30年10月6日差出の上申書の第6頁)。

(2) 本件第1発明についての反論

ア 本件第1発明と甲第6号証(請求項5)に記載された発明とを対比すると、以下の2点で相違するから、本件第1発明は、甲6の請求項5には記載されておらず、新規性違反の無効理由を有していない(平成30年10月6日差出の上申書の第5頁～第6頁)。

相違点1: 本件第1発明が「開放型のケージ」であるのに対して、甲6の請求項5の発明は、「外部の空気から隔離されるとともに吸気口と排気口が配設される(気密型)の隔離室」である点。

相違点2: 本件第1発明の通孔は、「前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように、ケージ内を前記酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気に交換できるように、前記酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる大きさに形成されている」

であるのに対して、甲6の請求項5の発明における「排気口」は、【0069】に「動物7の呼吸によって増加する二酸化炭素等は、酸素富化空気の連続的な供給によって排気口2bから矢印B方向に連続的に排出される。」と記載される程度に留まり、単なる排気口として機能する点。

イ また、本件第1発明は、「酸素濃度調整手段の技術的効果に頼らず、ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように、通孔は酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対してその大きさが決定されている」のに対して、甲6は、酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して排気口2bの大きさを調整することで、隔離室内を小動物の酸素治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるようにした発明ではない（平成30年10月6日差出の上申書の第7頁～第8頁）。

### (3) 本件第2発明～第4発明についての反論

上記(2)のとおり、本件第1発明は、甲第6号証（請求項5）に記載された発明と同一ではなく、技術的思想が相違するものであるから、本件第2発明～本件第4発明についても、進歩性違反の無効理由を有するものではない（平成30年10月6日差出の上申書の第8頁）。

## 第8 当合議体の判断

### 1 無効理由1（新規事項の追加）について

(1) 本件出願時明細書等には、以下の記載がある。下線は、当合議体が付した。

#### 【0005】

ところが、従来公知の小動物用酸素治療装置によれば、酸素供給源である酸素ポンプ乃至酸素濃縮器の流量は、精々3L/minと少量であること、また気密性の高いケージを対象としているので、ケージ内の雰囲気は経時的に変化し易く、そのため、さきに述べたように、ケージ内の雰囲気を良好な状態に調整する多くの調整手段を必要とし、従って、全体の構成が複雑で大型化すると共に、高価となり、また調整操作も面倒で専門性を有し、使用する対象は専ら獣医病院であった。

#### 【0006】

そこで、本願発明は、ケージ内の空気を外部に放出可能とした開放型のケージを対象とし、かつ、例えば約10L/minの大量の流量が得られる酸素濃縮器の開発に伴い、該酸素濃縮器からケージに対して大量の酸素含有空気を供給し続けることにより、ケージ内の雰囲気を常に良好な状態に保持して、調整手段を必要としない一般のペット飼育者でも使用し得る安価な酸素

治療装置を提供するものである。

【0010】

以上のように、本発明によれば、酸素濃縮器から大量の酸素含有空気を外部に放出する通孔を有する開放型のケージ内に供給するので、ケージ内の空気は酸素リッチな空気に速やかに置換できて使用に便利であると共に、ケージ内の空気は、通孔から常時外部に放出されるので、汚染された外気がケージ内に侵入する余地はなく、常に新鮮で酸素リッチな状態に保持でき、またゼオライトの有する脱臭機能が働くので、患畜の糞尿から発する臭気を解消でき、また、停電時などにより酸素の供給が止った場合でも、外気が通孔を介してケージ内に還流するので、酸欠の惧れもないなどの利点を有する。

【0011】

さらにまた、患畜からの放熱に依るケージ内の温度上昇は、通孔を介して外部に放出する酸素含有空気によって抑制されるので、常に室温とほぼ等しい温度に保持されること、酸素濃縮器は、高能率の除湿機能を有しており、ケージ内に供給される酸素含有空気は湿度0に近く得られるので、湿度の上昇を抑制できること、および酸素濃縮器からの供給流量とケージに配設される通孔の大きさにより酸素濃度を容易に調整できるので、従来のように、ケージ内の室温、湿度および酸素濃度をそれぞれ調整するための手段や煩わしい操作が省略でき、それ丈使用が便利であると共に小型で安価な装置が提供できて、ペットを飼育する一般人が家庭においても手軽に使用できるという利点を有する。

【0013】

さらにまた、数次の実験の結果、10kg以下の小動物用酸素治療装置として最も適した条件を満たすことができる。

【0017】

前記扉2の下方部分とケージ本体1の後面の下方部分には、複数の小さい通孔7が好ましくは面方向に散らばるように、かつ前後面において対称的に設けてあり、本例では、直径11mmの通孔7を、縦、横25mmのピッチをもって底面から50mmと125mmの範囲内に千鳥状に配置して前面と後面とに計80個の通孔7すなわち通孔7の総面積を76cm<sup>2</sup>とした場合を示している。

【0020】

すなわち、この酸素濃縮器は、酸素濃度の調整が容易であること、一定の酸素濃度のもとに大量の酸素含有空気が放出できること、高能率の除湿機能

と無菌フィルターによる除菌機能とを有していることの特徴を有し、本願発明は、上記した酸素濃縮器の特徴とするところを有効に利用して、さきに示した開放型のケージBと組み合わせることによって、課題解決の目的を達成したものである。

【0021】

しかして、通孔7から成る開口部例えば開口面積80cm<sup>2</sup>を有する例えば70Lの容積をもつケージBに、一定の酸素濃度例えば45%濃度の酸素含有空気は無菌フィルターを通じて酸素濃縮器Aから大量の例えば10L/minの流量でパイプ9を介して供給する。

【0022】

すると、ケージB内の空気は、約7分で速やかに新鮮な酸素含有空気と交換して酸素リッチな雰囲気となると共に、ケージB内の圧力を陽圧にしてケージB内の酸素含有空気を常時通孔7から外部（室内）に放出する。従って外部における雑菌などで汚染された空気がケージB内に侵入する惧れがなく、かつ、ケージB内は、酸素集中治療に最適であるとされる例えば30%の酸素濃度に保持される。

(2) 構成A3～A6について

ア 【0005】には「従来公知の小動物用酸素治療装置によれば、酸素供給源である酸素ポンプ乃至酸素濃縮器の流量は、精々3L/minと少量であること、また気密性の高いケージを対象としているので、ケージ内の雰囲気は経時的に変化し易く、そのため、さきに述べたように、ケージ内の雰囲気を良好な状態に調整する多くの調整手段を必要とし」と記載されており、【0006】には「そこで、本願発明は、・・・、例えば約10L/minの大量の流量が得られる酸素濃縮器の開発に伴い、該酸素濃縮器からケージに対して大量の酸素含有空気を供給し続けることにより、・・・、調整手段を必要としない一般のペット飼育者でも使用し得る安価な酸素治療装置を提供する」と記載されており、【0011】には「従来のように、・・・それぞれ調整するための手段や煩わしい操作が省略でき、それ丈使用が便利であると共に小型で安価な装置が提供できて、ペットを飼育する一般人が家庭においても手軽に使用できるという利点を有する」と記載されているから、本件出願時明細書等には、調整手段を必要としない小動物用酸素治療を提供することが記載されている。

イ 調整手段について、【0002】に「従来、調整機構として、・・・空調用調整手段と、・・・酸素濃度調整手段と、・・・CO<sub>2</sub>除去手段および電源などが備えられている。」と記載されているから、従来の調整機構には

、酸素濃度調整手段が備えられている、といえる。そして、甲6には、従来公知の小動物用酸素治療装置において、酸素濃度調整手段がどこに取り付けられているのかの記載はないものの、例えば、甲6の【0031】に「隔離室2内には、02センサと酸素濃度調節器6が取り付けられ」と記載されているように、酸素濃度調整手段をケージに取り付けることは技術常識である。そうすると、従来の調整機構としての酸素濃度調整手段は、ケージ等に取り付けられている、ことは明らかである。

ウ また、【0015】～【0026】に記載の実施例において、ケージに酸素濃度調整手段が取り付けられていないことは明らかである。

エ 上記ア～ウから、本件出願時明細書等には、ケージに酸素濃度調整手段を必要としない小動物用酸素治療装置、が記載されているといえ、このことは、構成A4の「前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく」に相当する。

オ 【0021】～【0022】の記載から、本件出願時明細書等には、「通孔は、例えば70Lの容積をもつケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる例えば30%の酸素濃度に保持できるように、ケージ内を酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気に約7分で交換できるように、酸素濃縮器からの酸素含有空気の例えば10L/minの供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる例えば80cm<sup>2</sup>の大きさに形成されている」ことが記載されているといえ、「通孔は」は構成A3に相当し、「例えば70Lの容積をもつケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる例えば30%の酸素濃度に保持できるように」は構成A4の「ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように」に相当し、「ケージ内を酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気に約7分で交換できるように」は構成A5に相当し、「酸素濃縮器からの酸素含有空気の例えば10L/minの供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる例えば80cm<sup>2</sup>の大きさに形成されている」は構成A6に相当する。

カ そして、「例えば70L/min」、「例えば30%」、「例えば10L/min」、「例えば80cm<sup>2</sup>」と記載されているように、「例えば」なる記載から、本件出願時明細書等には一実施例としての数値が記載されているにすぎず、本件出願時明細書等に記載された数値に限定されるものではないことは明らかである。

また、「約7分」という記載についても、「例えば」なる記載はないものの、ケージの容積が「例えば70L/min」、酸素集中治療に最適な酸素

濃度が「例えば30%」、酸素含有空気の供給が「例えば10L/min」、通孔の大きさが「例えば80cm<sup>2</sup>」という場合において、「約7分」で新鮮な酸素含有空気に交換できることからすると、本件出願時明細書等には一実施例としての時間が「約7分」であることが記載されているにすぎず、本件出願時明細書等に記載された数値に限定されるものではないことは明らかである。

キ したがって、本件請求項1において、本件補正にかかる構成A3～A6を追加する補正は、本件出願時明細書等に記載されている事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものではない。

ク また、本件請求項2～本件請求項4は、本件請求項1のすべての発明特定事項を含むところ、本件請求項2～4において、本件補正にかかる構成A3～A6を追加する補正は、上記ア～キのとおり、本件出願時明細書等に記載されている事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものではない。

### (3) 請求人の主張について

#### ア 上記「第6の1の(1)」について

上記(2)のとおり、本件請求項1において、本件補正にかかる構成A3～A6を追加する補正は、本件出願時明細書等に記載されている事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものではないから、請求人の主張を採用することはできない。

#### イ 上記「第6の1の(2)」について

【発明が解決しようとする課題】の【0005】には「従来公知の小動物用酸素治療装置によれば、酸素供給源である酸素ポンプ乃至酸素濃縮器の流量は、清々3L/minと少量であること、また気密性の高いケージを対象としているので、ケージ内の雰囲気は経時的に変化し易く、そのため、さきに述べたように、ケージ内の雰囲気を良好な状態に調整する多くの調整手段を必要とし」ていたことが記載され、【0006】には「そこで、本願発明は、ケージ内の空気を外部に放出可能とした開放型のケージを対象とし、かつ、例えば10L/minの大量の流量が得られる酸素濃縮器の開発に伴い、該酸素濃縮器からケージに対して大量の酸素含有空気を供給し続けることにより、ケージ内の雰囲気を常に良好な状態に保持して、調整手段を必要としない一般のペット飼育者でも使用し得る安価な酸素治療装置を提供する」と記載されている。

これらの記載から、従来は、酸素濃縮器からの流量がせいぜい3L/minと少量であり、かつ、気密性の高いケージを対象としていたから、調整手

段を必要としていたが、本件発明は、開放型のケージを対象とし、例えば10 L/minの流量の酸素含有空気を供給し続けることにより、ケージ内の雰囲気を常に良好な状態に保持して、酸素濃度調整手段を必要としない、小動物用酸素治療装置、といえる。

そして、本件第1発明の小動物用酸素治療装置は、構成A2～A6の記載からすると、「開放型のケージ」を対象とし、「前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持でき」、かつ、「ケージ内を酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気に交換できるように、前記酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる」ものであるから、酸素含有空気の供給量は、ある程度の流量が要され、「大量」という要素が記載されていなくても、例えば10 L/min前後の流量は想定されているといえ、従来の3 L/minのような少量の流量は想定されていないといえる。

したがって、本件第1発明は、本件出願時明細書等に記載された発明とは異なるということとはできず、【0010】の作用効果の記載とも整合していないともいうことはできないから、請求人の主張を採用することはできない。

#### (4) 小括

以上のとおりであるから、本件補正にかかる構成A3～A6を追加する補正は、本件出願時明細書等に記載した範囲内においてしたものである。

したがって、本件第1発明および本件第1発明を引用する本件第2発明～本件第4発明についての特許は、特許法第17条の2第3項の規定に違反されたものではなく、請求人が主張する無効理由1によっては無効とすることはできない。

### 2 無効理由2（進歩性）について

#### (1) 各文献に記載された発明等

##### ア 甲6

(ア) 甲6には、図1とともに、以下の事項が記載されている。下線は、当合議体が付した。

#### 【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、酸素富化環境装置に係り、特に酸素濃度が約25～40%と通常の空気（酸素濃度約21%）よりも高く、吸引することによって安息をもたらし、健康を増進させることができる酸素富化空気を、住宅や病院、劇場、高地での滞在施設、乗物、動物用簡易病室等あらゆる隔離室の室内空間に供給することができるようにして、ほとんど意識することなく人や動物が所望の酸素濃度の酸素富化空気を吸引して呼吸できる

ようにし、様々な環境で体力の保持又は向上と体の健康を改善したり酸素不足による体力の低下やこれに起因する病気及び事故や遭難を未然に防止することができる画期的な酸素富化環境装置に関する。

【0005】この酸素富化空気を生成する手段としては、圧縮空気を冷却して該圧縮空気中の水分を凝縮させた後気液分離させ、気液分離がなされた圧縮空気をゼオライト系の窒素吸着物質に触れさせることによって、窒素のみを該窒素吸着物質内に閉じ込めて酸素を該窒素吸着物質の粒子間の隙間に浮遊させて該酸素を外部に取り出し、一時的に酸素濃度が約90%の高濃縮酸素富化空気を生成し、別系統から供給される通常の空気と混合し、人体に悪影響を及ぼすことがない酸素濃度約50%まで（わが国では健康器具として認定されるのは酸素濃度40%未満）の酸素富化空気を生成する方法及び装置が従来より用いられており、この手段を用いた酸素富化空気供給装置が一般に提供されている。

【0006】しかし従来の酸素富化空気供給装置は主に1人の人間に対してマスクや鼻孔近くのO<sub>2</sub>ノズルによって酸素富化空気を供給する方式のものであり、室内空間全体に酸素富化空気を供給するものではないため、マスクやノズルの使用なしに人体や動物に供給できるようにはなっていなかった。このため、マスクの着用が必要である、吸入中に歩き回ることができない、複数の人が同時に吸入できない、ペット等の動物には使用できない等の欠点があった。

#### 【0012】

【発明が解決しようとする課題】本発明は、上記した従来技術の欠点を除くためになされたものであって、その目的とするところは、送気管を介して酸素富化空気供給装置から隔離室に酸素富化空気を供給して該隔離室の室内空間を外部の空気よりも酸素濃度の高い酸素富化環境にすることによって、隔離室にいる人が特に意識することなく、またO<sub>2</sub>マスクやO<sub>2</sub>ノズルを使用せずに酸素富家空気を吸引できるような室内環境を得ることであり、またこれによって室内空間にいる人の健康をごく自然に増進させると共に、酸素不足による体力の低下やこれに起因する事故や遭難を未然に防止できるようにすることである。

【0013】また他の目的は、O<sub>2</sub>センサによって酸素濃度を検知しながら制御装置によって隔離室を所望の酸素濃度に保つことによって、該隔離室の室内を安全でかつ安定的な酸素富化状態にすることである。

【0016】更に他の目的は、外部の空気から隔離されると共に吸気口と排

気口が配設され少なくとも1個体の動物が収容可能な室内空間を形成する隔離室に酸素富化空気を連続的に供給して該隔離室の室内空間を外部の空気よりも酸素濃度が高い酸素富化環境にすることによって、隔離室に収容した動物が該酸素富化環境中で呼吸可能となるようにし、動物病院に入院中の動物や、動物園で飼育されている動物のうち体の弱った動物の体調の回復を早め、また一般家庭で飼育されている動物の健康状態を改善できるようにすることである。

【0029】

【発明の実施の形態】以下本発明を図面に示す実施例に基いて説明する。本発明の第1実施例に係る酸素富化環境装置1は、図1において、隔離室2と、酸素富化空気供給装置3と、送気管4と、O<sub>2</sub> センサ5と、酸素濃度調節器6と、制御装置8とを備えている。

【0030】隔離室2は、外部の空気（図示せず）から隔離されると共に吸気口2 aと排気口2 bが配設され、少なくとも1個体の動物7が収容可能な室内空間2 cを形成するものであって、例えば透明な樹脂板を六方を塞いだ箱型に組み立てたものである。これは、収容した動物7の様子が外部から目視できるようにするためである。

【0031】隔離室2内には、O<sub>2</sub> センサと酸素濃度調節器6が取り付けられ、該酸素濃度調節器6を操作するための扉2 dが蝶番2 eを介して例えば上面2 fに取り付けられている。

【0032】酸素富化空気供給装置3は、隔離室2の外部に設置され空気中の窒素と酸素とを分離して酸素濃度の高い酸素富化空気を生成するためのものであって、交流電源9から電源コード3 bを通じて電力を供給されて作動し、圧縮空気（図示せず）を冷却して該圧縮空気中の水分を凝縮させた後気液分離させ、気液分離がなされた圧縮空気をゼオライト系の窒素吸着物質（図示せず）に触れさせることによって、一時的に酸素濃度が約90%の高濃縮酸素富化空気を生成し、別系統から供給される通常の空気と混合して酸素濃度約40%の酸素富化空気とした後、加湿手段3 aによって適切な湿度を与えてから吐出するようになっている。窒素吸着物質に一旦吸着された窒素は、該窒素吸着物質から負圧によって外部に吸引され、その後直ちに装置外部に排出されるようになっている。

【0033】送気管4は、隔離室2の吸気口2 aに接続され酸素富化空気供給装置3から該隔離室2に酸素富化空気を供給するためのものであって、例えば金属管又は柔軟性の高い合成樹脂製のチューブ等からなっている。

【0034】O<sub>2</sub> センサ5は、隔離室2の室内空間2cの酸素濃度を検知するためのものであって、該隔離室2内に取り付けられており、該O<sub>2</sub> センサ5からの信号は配線5aによって制御装置8に伝達されるようになっている。

【0035】酸素濃度調節器6は、室内空間2c内の酸素濃度を任意に設定可能にするためのものであって、例えばダイヤル式の変抵抗器であり、該酸素濃度調節器6からの信号は配線6aによって制御装置8に伝達されるようになり、設定可能な最大酸素濃度は約50%となっている。これは大気圧下で酸素濃度が50%を超え、例えば常時90%程度の濃度の酸素が室内空間2cに満たされていると、わずかなきっかけで物体の引火や爆発を誘発しやすくなり、また酸素中毒といった人体への悪影響も心配されるからである。気圧が常圧の場合、酸素濃度が20～50%の範囲であれば上記の問題が生じることは全くなく、安全である。

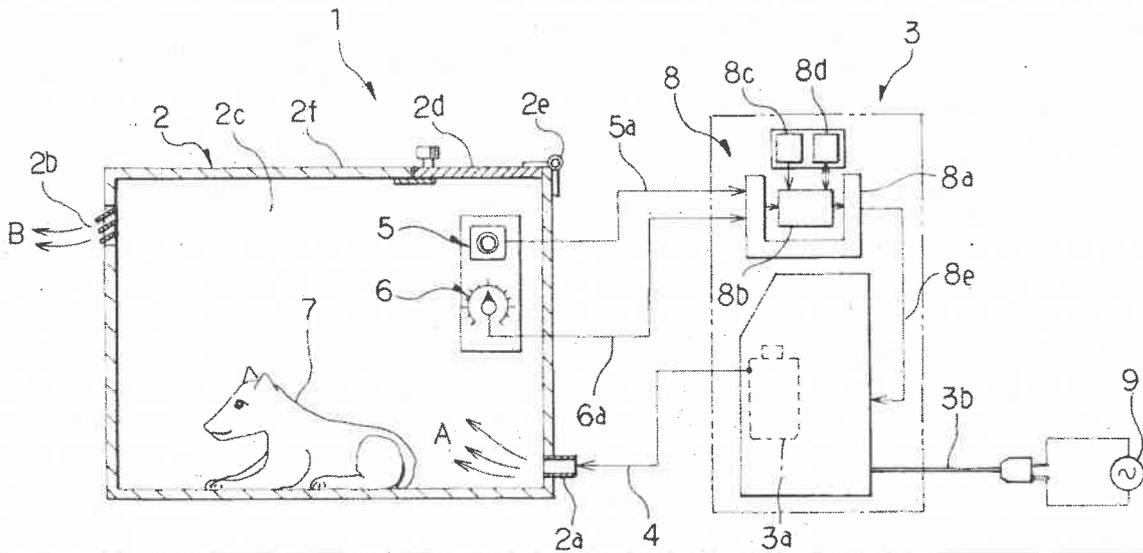
【0036】制御装置8は、図3に示すように、酸素濃度調節器6及びO<sub>2</sub> センサ5からの信号により酸素供給量を自動調整するためのものであって、酸素富化空気供給装置3に内蔵されている。酸素濃度調節器6及びO<sub>2</sub> センサ5からのフィードバック信号をI/Oポート8aから取り込み、該信号を中央演算処理装置8bが読み取ってROM8cに記憶された制御プログラムによってRAM8d内でデータの読み書きをしながら酸素の生成量を計算してその結果の信号をI/Oポート8aに送信し、該I/Oポートから出力された該信号によって酸素富化空気供給装置3内のO<sub>2</sub> コントロールバルブ8e、O<sub>2</sub> 供給バルブ8f及びポンプ8gを夫々制御するようになっている。

【0067】本発明は、上記のように構成されており、以下その作用について説明する。まず本発明の第1実施例に係る酸素富化環境装置1の作用について説明すると、図1において、交流電源9に電源コード3bを接続して酸素富化空気供給装置3を作動させると、酸素富化空気供給装置3は、空気を取り入れてから圧縮して圧縮空気を生成し、該圧縮空気を冷却して該圧縮空気中の水分を凝縮させた後気液分離させ、気液分離がなされた圧縮空気をゼオライト系の窒素吸着物質に触れさせることによって、一時的に酸素濃度が約90%の高濃縮酸素富化空気を生成し、別系統から供給される通常の空気と混合して酸素濃度約40%の酸素富化空気とした後、加湿手段3aによって適切な湿度を与えてから吐出する。窒素吸着物質に一旦吸着された窒素は、該窒素吸着物質から負圧により吸引されて解放された後に直ちに排出される。

【0068】酸素富化空気は、送気管4と吸気口2aを通じて隔離室2の室内空間2cに矢印A方向に連続的に供給され、隔離室の室内空間2cは外部の空気よりも酸素濃度が高い酸素富化環境になる。病気や体調不良等の理由で隔離室2内に収容された動物7は、酸素富化環境中に置かれることによって、迅速に体調を整えることが可能である。

【0069】動物7の呼吸によって増加する二酸化炭素等は、酸素富化空気の連続的な供給によって排気口2bから矢印B方向に連続的に排出される。隔離室2内の酸素濃度はO<sub>2</sub>センサ5により、常時測定されており、該O<sub>2</sub>センサ5の信号と酸素濃度調節器6で設定した酸素濃度設定値の信号とが制御装置8にフィードバックされ、これらの信号を基に該制御装置8が、図3に示すように、酸素富化空気供給装置3のO<sub>2</sub>濃度コントロールバルブ8eと、O<sub>2</sub>供給バルブ8fと、ポンプ8gを夫々制御するので、室内空間2cは酸素濃度調節器6で設定した所望の酸素濃度設定値、例えば40%に保たれる。これによって体調不良の動物7や動物病院で手術等を受けた後の回復期にある体力の低下した動物7は、通常の酸素濃度21%の空気中に置かれるよりも相当早く体調を回復することができ、早く元気にさせることができる。

【図1】



(イ) 上記 (ア) 及び図1から、次のことが認められる。

a 【0001】には「本発明は、酸素富化環境装置に係り」と記載されており、【0016】に「該隔離室の室内空間を外部の空気よりも酸素濃度が高い酸素富化環境にすることによって、隔離室に収容した動物が該酸素富化環境中で呼吸可能となるようにし、動物病院に入院中の動物・・・の体調の回復を早め」と記載されていることから、動物の体調を回復する酸素富化環

境装置が記載されている、といえる。

b-1 【0029】に「本発明の第1実施例に係る酸素富化環境装置1は、図1において、隔離室2と、酸素富化空気供給装置3と、送気管4と、O<sub>2</sub>センサ5と、酸素濃度調節器6と、制御装置8とを備えている。」と記載されているから、酸素富化環境装置1は、酸素富化空気供給装置3と隔離室2とを備えている、といえる。

b-2 【0032】に「酸素富化空気供給装置3は、・・・、圧縮空気をゼオライト系の窒素吸着物質（図示せず）に触れさせることによって、一時的に酸素濃度が約90%の高濃縮酸素富化空気を生成し」と記載されているから、酸素富化空気供給装置3は、ゼオライト系の窒素吸着物質を備えている、といえる。

b-3 【0068】に「隔離室2内に収容された動物7」と記載されているから、隔離室2は、動物7を収容するものである、といえる。

b-4 上記b-1～b-3により、酸素富化環境装置1は、ゼオライト系の窒素吸着物質を備えた酸素富化空気供給装置3と動物7を収容する隔離室2とを備えている、といえる。

c 【0030】には「隔離室2は、外部の空気（図示せず）から隔離されると共に吸気口2aと排気口2bが配設され」と記載されており、隔離室2の空気と外部の空気とが排気口により通じていることは明らかであるから、隔離室2は、隔離室2の空気と外部の空気とが通ずる排気口2bが配設されている隔離室2、といえる。

d-1 【0067】には「酸素富化空気供給装置3は、・・・、別系統から供給される通常の空気と混合して酸素濃度約40%の酸素富化空気とした後、加湿手段3aによって適切な湿度を与えてから吐出するようになっている。」と記載されており、【0068】には「酸素富化空気は、送気管4と吸気口2aを通じて隔離室2の室内空間2cに矢印A方向に連続的に供給され」と記載されているから、酸素富化空気供給装置3は、隔離室2の室内空間2cに酸素富化空気を供給している、といえる。

d-2 【0069】には「動物7の呼吸によって増加する二酸化炭素等は、酸素富化空気の連続的な供給によって排気口2bから矢印B方向に連続的に排出される。」と記載されており、酸素富化空気の連続的な供給により、排気口2bは、隔離室2の室内空間2cの二酸化炭素等だけではなく、酸素富化空気も矢印B方向に排出していることは明らかである。

d-3 甲6の図1を参照すると、【0069】における「矢印B方向」は、外部、といえる。

d-4 上記d-1～d-3から、排気口2bは、酸素富化空気供給装置3

からの酸素富化空気の供給により、隔離室2の室内空間2cの酸素富化空気を外部に排出するものである、といえる。

e-1 上記d-1から、酸素富化空気供給装置3は、隔離室2の室内空間2cに酸素富化空気を供給しているものであり、【0031】には「隔離室2内には、O<sub>2</sub> センサと酸素濃度調節器6が取り付けられ」と記載されており、【0036】には「制御装置8は、図3に示すように、酸素濃度調節器6及びO<sub>2</sub> センサ5からの信号により酸素供給量を自動調整するためのものであって、酸素富化空気供給装置3に内蔵されている。」と記載されているから、酸素富化空気供給装置3は、隔離室2に取り付けられた酸素濃度調節器6及びO<sub>2</sub> センサ5からの信号により、酸素供給量が自動調整された酸素富化空気を供給している、といえる。

e-2 【0069】には「該O<sub>2</sub> センサ5の信号と酸素濃度調節器6で設定した酸素濃度設定値の信号とが制御装置8にフィードバックされ、・・・、室内空間2cは酸素濃度調節器6で設定した所望の酸素濃度設定値、例えば40%に保たれる。これによって体調不良の動物7や動物病院で手術等を受けた後の回復期にある体力の低下した動物7は、通常の酸素濃度21%の空気中に置かれるよりも相当早く体調を回復することができ、早く元気にさせることができる。」と記載されているから、隔離室2の室内空間2cは、動物の体調回復のための酸素濃度に保たれる、といえる。

e-3 上記d-1から、酸素富化空気供給装置3は、隔離室2の室内空間2cに酸素富化空気を供給しているものであり、【0068】には「酸素富化空気は、送気管4と吸気口2aを通じて隔離室2の室内空間2cに矢印A方向に連続的に供給され、隔離室の室内空間2cは外部の空気よりも酸素濃度が高い酸素富化環境になる。」と記載されているから、隔離室2の室内空間2cは、酸素富化空気供給装置3からの連続的な酸素富化空気の供給により酸素富化環境になる、といえる。

e-4 上記e-1～e-3により、酸素富化空気供給装置3は、隔離室2の室内空間2cを動物7の体調回復のための酸素濃度に保たれるように、隔離室2の室内空間2cを酸素富化空気供給装置3からの連続的な酸素富化空気の供給により酸素富化環境になるように、隔離室2に取り付けられた酸素濃度調節器6とO<sub>2</sub> センサ5からの信号により酸素供給量が自動調整された酸素富化空気を供給する、といえる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)から、甲6には次の発明(以下、「甲6(図1)発明」という。)が記載されていると認められる。

「ゼオライト系の窒素吸着物質を備えた酸素富化空気供給装置3と動物7を収容する隔離室2とを備え、

前記隔離室2は、隔離室2の空気と外部の空気とが通ずる排気口2bが配

設されている隔離室2であって、

前記排気口2bは、

前記酸素富化空気供給装置3からの酸素富化空気の供給により、隔離室2の室内空間2cの酸素富化空気を外部に排出するものであり、

前記酸素富化空気供給装置3は、

隔離室2の室内空間2cを動物7の体調回復のための酸素濃度に保たれるように、

隔離室2の室内空間2cを酸素富化空気供給装置3からの連続的な酸素富化空気の供給により酸素富化環境になるように、

隔離室2に取り付けられた酸素濃度調節器6とO<sub>2</sub> センサ5からの信号により酸素供給量が自動調整された酸素富化空気を供給する

動物7の体調を回復する酸素富化環境装置1。」

イ 甲7

(ア) 甲7には、図面とともに次の記載がある。下線は、当合議体が付した。

「今日、家庭でイヌ、ネコなどのペットを飼う人が増加しているが、イヌなどで見ると、毛の長い種類が多く、どこの家庭でもこれらペットの洗毛に困っている状態である。

洗毛そのものは比較的簡単にできるが、洗毛後の乾燥には従来の間人が調髪に使うドライヤーなどを使って、ペットにつききりで、しかも長時間をかけて行っている。

本考案による器具を使用すれば、そうしたペット類の洗毛後の乾燥をきわめて簡略化することができる。

図面で説明すると、第1図、第2図の丸1は木材、プラスチックガラスなどで作った容器で、第1図、第2図の丸2は従来一般的に使用されている「ふとん乾燥機」などである。また、第1図、第2図の丸3は風が抜けるよう網目様にしたサクである。

丸1の中へ洗毛後のペットを入れて丸2より温風または冷風を送ることにより、ペットの乾燥が容易にできるわけであるが、第2図の丸4は容器を構成している壁板に穴をあけることにより、丸2より送られて来る風を周囲に散らす効果があり、乾燥機より送られる風の温度が高い場合は特に有効である。」 (明細書の第1頁～第2頁)

「丸1はペット乾燥用容器 丸2は一般的な乾燥機 丸3は風が抜けるための網目様のサク 丸4は風を四散させるようにあけた穴」 (明細書の第3頁)

(イ) 上記(ア)によれば、甲7には次の技術事項(以下、「甲7技術事

項（F1～3）」という。）が記載されていると認められる。

- F1 乾燥機2とペットを収容するペット乾燥用容器1とから構成され、
- F2 前記ペット乾燥用容器1は、内外を連通するサク3（ないしは穴4）を有する開放型のペット乾燥用容器1であり、
- F3 前記ペット乾燥用容器1に酸素濃度調整手段を具備することなく、前記ペット乾燥容器1内を小動物の乾燥に最適であるとされるペット乾燥の環境に保持できるようにしている。

なお、請求人は、上記「第6の2の（1）のイの（ア）」のとおり、甲7号証（F1～3）に記載された発明の構成F3について、「ケージ1内を小動物の治療（この場合は「乾燥」）に最適であるとされるペット乾燥の環境に保持できるようにしている。」と主張する。

しかしながら、ペットの乾燥に関する技術は、ペットの治療に関する技術とは相違することは明らかであるから、かかる主張を採用することはできない。

（ウ） 上記（ア）によれば、甲7には次の技術事項（以下、「甲7技術事項（J1）」という。）が記載されていると認められる。

J1 「ペット乾燥用容器1の中へ洗毛後のペットを入れて乾燥機2より温風または冷風を送ることにより、ペットの乾燥が容易にできるわけであるが、容器を構成している壁板に穴4をあけることにより、乾燥機2より送られて来る風を周囲に散らす効果があり、乾燥機2より送られる風の温度が高い場合は特に有効である。」

ウ 甲10

（ア） 甲10には、図面とともに次の記載がある。下線は、当合議体が付した。

**【0003】**

【発明が解決しようとする課題】陽圧状態のケージ、陰圧状態の飼育ラック装置、それぞれに人の手で実験動物を移し替える作業は、大変手数に掛かる作業であり人件費のアップに繋がる要因となっている。また、人間の手で直接実験動物に触れる機会が多くなることは、動物から人間へ、逆に人間から動物へと雑菌等のを感染源を移動させる原因となり、感染の危険性を増大させている。ケージからケージへの移動は、実験動物に物理的に余分なストレスを与えることとなり、この結果、実験全体のコストアップや、研究者自身の感染の危険性、更に実験の目的でもある正確なデータの収集に悪影響を与える事となるなど様々な問題がある。

【0004】

【課題を解決するための手段】以上ような問題点を解決するため本発明の構成を図示しながら説明する。図1に示すようにケージ本体1の中央部及び下部を飼育ゾーン、本体上部を換気装置で構成し、飼育ゾーンを陽圧状態にするには、図2に示すように、本体背面からファン5の吸気口6から実験室内の空気を吸引し、吸引した空気をダクト2で導き、フィルター3を通過させ飼育ゾーン4に排出する。この空気の流れにより、実験室内の空気中に含まれている雑菌等の感染源は、フィルターにより完全に除去されクリーンな空気が常に飼育ゾーンに供給される。同時に、除菌されたクリーンな空気がファンで連続的に送り込まれるため、飼育ゾーンは実験室より若干気圧の高い陽圧状態が保たれる。従って、実験室から飼育ゾーンに雑菌等感染源が侵入する恐れはなく、良好な環境下で実験用動物の飼育ができる。（図4は陽圧状態の空気の流れを示す）

逆に飼育ゾーンを陰圧状態にするには、ファン5を90度回転させファンの吸気口6とダクト3を直結する、陽圧状態ではファンの排気側と直結されていたダクトが、全く逆の吸気側と直結されるため、当然陽圧状態と逆の空気の流れになり、飼育ゾーン4の空気が今度は吸引され、フィルター3を通過し、フィルターで感染源の濾過されたクリーンな空気が実験室に排出される。飼育ゾーンから空気が連続的に吸引されるため飼育ゾーンは実験室内より若干気圧の低い陰圧状態になり、飼育ゾーンから実験室に感染源が排出される事はない。従って、実験に携わる研究者等の人間は動物からの感染を心配することなく快適な環境で実験に従事することができる。（図5は陰圧状態の空気の流れを示す）

(イ) 上記(ア)から、甲10には、次の技術事項（以下、「甲10技術事項」という。）が記載されていると認められる。

H1 「この空気の流れにより、実験室内の空気中に含まれている雑菌等の感染源は、フィルターにより完全に除去されクリーンな空気が常に飼育ゾーンに供給される。同時に、除菌されたクリーンな空気がファンで連続的に送り込まれるため、飼育ゾーンは実験室より若干気圧の高い陽圧状態が保たれる。従って、実験室から飼育ゾーンに雑菌等感染源が侵入する恐れはなく、良好な環境下で実験用動物の飼育ができる。」

エ 甲11

(ア) 甲11には、図面とともに次の記載がある。下線は、当合議体が付した。

【0001】

【発明の属する技術分野】 この発明は、犬や猫のようなペットその他の動物を收容し、動物が收容された室内の温度や湿度を目的に応じて最適にコントロールすることにより、動物の高体温症その他の病気を治療するのに好適であり、さらには、家庭用のペットハウス、ペットホテル、ペット美容室、ペットショップ等においても適用可能な動物收容箱に関するものである。

【0020】

【発明の実施の形態】 以下、図面等を参照して、本発明の一実施形態について説明する。図1は、本発明による動物收容箱の一実施形態を示す外観斜視図である。動物收容箱10（以下、単に「收容箱10」という。）は、例えば、日射病になったペット等を内部に收容するとともにその内部の温度や湿度その他の空調をコントロールすることによって、そのペット等の治療等を行うものである。收容箱10は、ペット等を入れておく観察室20と、ペット等の糞尿等を溜める溜め室30と、観察室20内の室温等をコントロールする電装室40とから構成されている。また、図2は、これらを分解して示す斜視図である。

【0022】 観察室20の基体は、透明の樹脂からなり、底面が開口されたボックス状に形成されている。観察室20を透明体とすることにより、観察室20内にペット等を入れたときに外部からペット等を観察可能とすることができる。また、観察室20の図2中、右側面部には、開口された通気窓21が設けられている。通気窓21は、電装部40の窓41aから送られる風を取り入れるための部分である。

【0025】 そして、その下側には、ステンレス等からなる受け部32が設けられている。受け部32は、上述の分離物や排出物を溜めておくための部分であり、外側にスライド可能に（図2中、矢印方向に）引き出し状に形成されている。また、溜め室30の図2中、右側面部には、電装室40の窓41bを介して電装室40と通気するための通気窓33が形成されている。

（イ） 上記（ア）から、甲11には次の技術事項（以下、まとめて、「甲11技術事項」という。）が記載されていると認められる。

I1 「観察室20には、開口された通気窓21が設けられている。通気窓21は、電装部40の窓41aから送られる風を取り入れるための部分である。」

I2 「溜め室30には、電装室40の窓41bを介して電装室40と通気するための通気窓33が形成されている。」

オ 甲12

(ア) 甲12には、図面とともに次の記載がある。下線は、当合議体が付した。

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、マウス等の実験用小動物を飼育するための実験用小動物飼育装置に関するものである。

【0008】請求項3の発明は、ラック台車の各棚の前面には開閉扉が設けられると共に背面には棚を覆う背面板が設けられ、その背面板に、棚に応じて複数の排気口が設けられると共に開閉扉にその排気口の口径より小さな径の吸入口が複数設けられて、各棚が陰圧に保持される請求項1又は2記載の実験用小動物飼育装置である。

【0016】ラック本体13の各棚12上には、実験用小動物を収容するケージ21が、例えば、図2(b)、(c)に示すように前後に2つ、幅方向に8つ収容できるようになっており、その前面にスライド式の透明な開閉扉22が設けられ、その各開閉扉22の上部に小径の吸引口23が、扉22に対して例えば3個穿設される。ラック本体13の背面を覆う背面板24には、前面の開閉扉22の吸引口23に対向し、かつ吸引口23より穴径が20～8.0%大きい排気口25が穿設される。

【0023】ラック台車10をチャンバユニット11に装着した状態で、各棚12に実験用小動物を収容したケージ21を載せて飼育する際、フィルタボックス19から吸引チャンバ17内を介して、排気室30が負圧に保たれ、これにより図5に示すように、各棚12の各開閉扉22の吸引口23より棚12内に空気が吸い込まれ、棚12内を通過して排気口25より排気室30に流れ、吸引チャンバ17よりフィルタボックス19を通過して清浄化され排風機で排気される。

【0025】また特に、背面の排気口25に対して、開閉扉22の吸引口23の穴径を小さく形成してあるため、棚12内が、飼育室内に対して常時陰圧に保たれており、開閉扉22を開けても、棚12内の空気が、その開口から外に出ることが防止されるため、二次感染などを確実に防止できる。

(イ) 上記(ア)から、甲12には、次の技術事項(以下、「甲12技術事項」という。)が記載されていると認められる。

G1 「ケージに流量調整手段(酸素濃度調整手段)を具備することなく、ケージ内を小動物の二次感染防止に最適であるとされる清浄空気的环境に保

持できるようにしている。」

なお、請求人は、上記「第6の2の(1)のオ」のとおり、甲12号証に記載された発明は、「ケージ内を小動物の治療（この場合は「病気等の二次感染防止」）に最適であるとされる清浄空気的环境に保持できるようにしている。」と主張する。

しかしながら、小動物に対する二次感染の防止と小動物の治療とは、技術が相違することは明らかであるから、かかる主張を採用することはできない。

(2) 本件第1発明について

ア 対比

本件第1発明と甲6(図1)発明とを対比すると、以下のとおりである。

(ア) 甲6(図1)発明の「ゼオライト系の窒素吸着物質」は、本件第1発明の「ゼオライト」に相当し、以下同様に、「酸素富化空気供給装置3」は「酸素濃縮器」に、「動物7」は「小動物」に、「隔離室2」は「ケージ」に、「を備え」は「から構成され」に、各々相当する。

したがって、甲6(図1)発明の「ゼオライト系の窒素吸着物質を備えた酸素富化空気供給装置3と動物7を収容する隔離室2とを備え」は、本件第1発明の「ゼオライトを備えた酸素濃縮器と小動物を収容するケージとから構成され」に相当する。

(イ) 甲6(図1)発明において、隔離室2は「内外を連通する排気口2bを有する」ものであり、排気口2bにより、隔離室2の室内空間2cの空気は、外部に開け放されていることから、「隔離室2」は、開放型であるといえる。

したがって、甲6(図1)発明の「前記隔離室2は、隔離室2の空気と外部の空気とが通ずる排気口が配設されている隔離室であって」は、本件第1発明の「前記ケージは、内外を連通する通孔を有する開放型のケージであって」に相当する。

なお、被請求人は、上記「第7の2の(1)のアの(ア)」のとおり、甲6に記載の隔離室は、気密型であるから開放型ではないこと、そして、開放型ケージではフィードバック制御が困難であることから、甲6に記載のフィードバック制御を伴う隔離室は、開放型ではないこと、を主張する。

しかしながら、甲6に記載の隔離室は、気密性の程度のこそあれど、排気口を通じて、室内空間の空気が外部に開け放されているものであることから、開放型であるといえ、そして、被請求人は、開放型ケージではフィードバ

ック制御が困難である主張するが、困難であることの根拠は、何ら示されておらず、開放型ケージではフィードバック制御を実施できないとまではいえないから、上記主張を採用することはできない。

(ウ) 【0016】には「該隔離室の室内空間を外部の空気よりも酸素濃度が高い酸素富化環境にすることで、隔離室に収容した動物が該酸素動物富化環境中で呼吸可能となるようにし、動物病院に入院中の動物・・・の体調の回復を早め」と記載されており、隔離室に収容された動物病院に入院中の動物は、酸素富化の環境中で、体調の回復が早められていることから、動物は、酸素富化の環境中で、治療されている、といえる。したがって、甲6（図1発明）の「動物7の体調を回復する酸素富化環境装置1」は、本件第1発明の「小動物用酸素治療装置」に相当する。

(エ) 甲6（図1）発明の「前記排気口2bは、前記酸素富化空気供給装置3からの酸素富化空気の供給により、隔離室2の室内空間2cの酸素富化空気を外部に排出するものであり」と本件第1発明の「前記通孔は、前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように、ケージ内を前記酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気に交換できるように、前記酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる大きさに形成されている」とは、「前記通孔は、前記酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる」限りにおいて共通する。

なお、請求人は、上記「第6の2の（1）のア」、「第6の2の（2）のアの（イ）」のとおり、甲6（図1）発明は、本件第1発明の構成A3、構成A4の「ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように」、構成A5、構成A6に相当する構成を有していることを主張する。

しかしながら、甲6（図1）発明の「排気口2b」も“孔”を有することは技術常識から明らかではあるが、「排気口2b」の“孔”の大きさは、排気口としての機能を有する大きさにすぎず、甲6には、「排気口2b」の“孔”の大きさ、すなわち、「排気口2b」の大きさが、「隔離室2の室内空間2cを動物の体調回復のための酸素濃度に保たれるように、隔離室2の室内空間2cを酸素富化空気供給装置3からの連続的な酸素富化空気の供給により酸素富化環境になるように、」「前記酸素富化空気供給装置3からの酸素富化空気の供給により、隔離室2の室内空間2cの酸素富化空気を外部に排出する」大きさに形成されていることの記載や技術思想も示唆されていないから、上記主張を採用することはできない。

イ 一致点と相違点

上記アの結果をまとめると、本件第1発明と甲6（図1）発明との一致点及び相違点は、以下のとおりである。

（ア） 一致点

「ゼオライトを備えた酸素濃縮器と小動物を収容するケージとから構成され

前記ケージは内外を連通する通孔を有する開放型のケージであって、

前記通孔は、

前記酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる

小動物用酸素治療装置。」

（イ） 相違点

相違点A：「前記通孔は、前記酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる」について、本件第1発明の「通孔」は、「前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように、ケージ内を前記酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気に交換できるように、前記酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できるように、通孔の大きさが形成されている」のに対して、甲6（図1）発明の「排気口2b」は、「前記酸素富化空気供給装置3からの酸素含有空気の供給により、隔離室2の室内空間2cの酸素含有空気を外部に排出する」機能を有する排気口にすぎない点。

ウ 相違点Aについての検討

（ア） 本件第1発明と甲6（図1）発明とにおいて、本件第1発明の「小動物用酸素治療装置」は、「通孔は、前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように、ケージ内を前記酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気に交換できるように、前記酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる大きさに形成されている」ものであり、一方、甲6（図1）発明の「動物の体調を回復する酸素富化環境装置」は、「酸素富化空気供給装置3は、隔離室2の室内空間2cを動物7の体調回復のための酸素濃度に保たれるように、隔離室2の室内空間2cを酸素富化空気供給装置3からの連続的な酸素富化空気の供給により酸素富化環境になるように、隔離室2に取り付けられた酸素濃度調節器6とO<sub>2</sub>センサ5からの信号により酸素供給量が自動調整された酸素富化空気を供給する」ものであるから、両者は「ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であ

るとされる酸素濃度に保持できる」ようにする手段と共に、「ケージ内を酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気に交換できる」ようにする手段（以下、「保持・交換手段」という。）を有する。

しかしながら、当該保持・交換手段については、本件第1発明は、「通孔は、前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように、ケージ内を前記酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気に交換できるように、前記酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる大きさに形成されている」のに対して、甲6（図1）発明は、「酸素富化空気供給装置3は、隔離室2の室内空間2cを動物7の体調回復のための酸素濃度に保たれるように、隔離室2の室内空間2cを酸素富化空気供給装置3からの連続的な酸素富化空気の供給により酸素富化環境になるように、隔離室2に取り付けられた酸素濃度調節器6とO<sub>2</sub>センサ5からの信号により酸素供給量が自動調整された酸素富化空気を供給する」という手段である。

そうすると、本件第1発明と甲6（図1）発明の保持・交換手段は、共通することがなく全く異なるものであり、甲6には、「酸素富化空気供給装置3は、隔離室2の室内空間2cを動物7の体調回復のための酸素濃度に保たれるように、隔離室2の室内空間2cを酸素富化空気供給装置3からの連続的な酸素富化空気の供給により酸素富化環境になるように、隔離室2に取り付けられた酸素濃度調節器6とO<sub>2</sub>センサ5からの信号により酸素供給量が自動調整された酸素富化空気を供給する」という手段に代えて、「排気口」の大きさを、隔離室2に酸素濃度調節器6とO<sub>2</sub>センサ5を具備することなく、「隔離室2の室内空間2cを動物の体調回復のための酸素濃度に保たれるように、隔離室2の室内空間2cを酸素富化空気供給装置3からの連続的な酸素富化空気の供給により酸素富化環境になるように、」「前記酸素富化空気供給装置3からの酸素富化空気の供給により、隔離室2の室内空間2cの酸素富化空気を外部に排出する」大きさに形成することに關する技術思想は記載も示唆ない。

したがって、当業者であっても、甲6の記載に基づいて、甲6の「排気口」の大きさを、隔離室2に酸素濃度調節器6とO<sub>2</sub>センサ5を具備することなく、「隔離室2の室内空間2cを動物の体調回復のための酸素濃度に保たれるように、隔離室2の室内空間2cを酸素富化空気供給装置3からの連続的な酸素富化空気の供給により酸素富化環境になるように、」「前記酸素富化空気供給装置3からの酸素富化空気の供給により、隔離室2の室内空間2cの酸素富化空気を外部に排出する」大きさに形成することは想起し得ることではない。

(イ) 甲7技術事項(F1~3)は、ペットの乾燥に関する技術事項であ

り、甲6（図1）発明のペットの酸素治療とは技術分野が相違することは明らかである。なお、請求人は、上記「第6の2の（2）のイ」のとおり、洗毛の乾燥処理も、ペットの治療の一貫であると解釈すれば技術分野は同一であると主張するが、ペットの洗毛の乾燥は、ペットの治療とは異なる技術であることは明らかであり、ペットの洗毛の乾燥がペットの治療の一貫であるとはいえないから、かかる主張を採用できない。

したがって、相違点Aに係る本件第1発明の構成について、甲6（図1）発明に甲7技術事項（F1～3）を適用することは、当業者であっても容易に想到し得ることではない。

仮に、甲6（図1）発明と甲7とは技術分野の関連性があるとしても、甲7には、ペット乾燥用容器の通孔3（ないしは穴4）の大きさを、相違点Aに係る構成とすることに関する記載はない。

したがって、甲6（図1）発明に甲7技術事項（F1～3）を適用することが当業者にとって容易に想到し得ることとしても、相違点Aに係る本件第1発明の構成には到達し得るものではない。

以上から、相違点Aに係る本件第1発明の構成は、甲6（図1）発明と甲7技術事項（F1～3）により、当業者が容易に想到し得るものであるということとはできない。

（ウ） 甲12技術事項は、小動物の飼育に関する技術事項であり、甲6（図1）発明のペットの酸素治療とは技術分野が相違することは明らかである。

したがって、相違点Aに係る本件第1発明の構成について、甲6（図1）発明に甲12技術事項を適用することは、当業者であっても容易に想到し得ることではない。

仮に、甲6（図1）発明と甲12技術事項とは技術分野の関連性があるとしても、甲12の【0016】には「吸引口23より穴径が20～80%大きい排気口25」と記載されているものの、当該記載は、吸引口に対する排気口の大きさに関する記載であり、排気口の大きさを、相違点Aに係る構成とすることに関する記載はない。

したがって、甲6（図1）発明に甲12技術事項を適用することが当業者にとって容易に想到し得ることとしても、相違点Aに係る本件第1発明の構成には到達し得るものではない。

以上から、相違点Aに係る本件第1発明の構成は、甲6（図1）発明と甲12技術事項により、当業者が容易に想到し得るものであるということでは

きない。

(エ) よって、本件第1発明は、甲6(図1)発明、及び甲7技術事項(F1~3)又は甲12技術事項に基づいて、当業者が容易に想到できたものではない。

(3) 本件第2発明について

本件第2発明は、本件第1発明の構成をすべて含むから、少なくとも、本件第1発明と甲6(図1)発明とにおける相違点Aで、甲6(図1)発明とは相違する。

そして、相違点Aに係る構成は、甲6、甲10に何らの記載がないから、相違点Aに係る本件第2発明の構成も、甲6(図1)発明、甲7技術事項(F1~3)、甲10技術事項に基づいて、当業者が容易に想到できるものとはいえない。

したがって、他の相違点を検討するまでもなく、本件第2発明は、甲6(図1)発明、甲7技術事項(F1~3)、甲10技術事項に基づいて、当業者が容易に想到できたものではない。

なお、請求人は、本件第2発明において付加された構成が、甲6、甲10に記載されている旨の主張をするが、仮に、本件第2発明において付加された構成が甲6、甲10に開示された事項であったとしても、相違点Aに係る構成は、甲6、甲10に何らの記載がないのであるから、本件第2発明は、甲6(図1)発明、甲7技術事項(F1~3)、甲10技術事項に基づいて、当業者が容易に想到できたものではない。

(4) 本件第3発明

本件第3発明は、本件第1発明の構成をすべて含むから、少なくとも、本件第1発明と甲6(図1)発明とにおける相違点Aで、甲6(図1)発明とは相違する。

そして、相違点Aに係る構成は、甲11に何らの記載がないから、相違点Aに係る本件第3発明の構成も、甲6(図1)発明、甲7技術事項(F1~3)、甲11技術事項に基づいて、当業者が容易に想到できるものとはいえない。

したがって、他の相違点を検討するまでもなく、本件第3発明は、甲6(図1)発明、甲7技術事項(F1~3)、甲11技術事項に基づいて、当業者が容易に想到できたものではなく、また、甲6(図1)発明、甲7技術事項(F1~3)、甲10技術事項、甲11技術事項に基づいて、当業者が容易に想到できたものともいえない。

なお、請求人は、本件第3発明において付加された構成が、甲11に記載されている旨の主張をするが、仮に、本件第3発明において付加された構成

が甲11に開示された事項であったとしても、相違点Aに係る構成は、甲11に何らの記載がないのであるから、本件第3発明は、甲6（図1）発明、甲7技術事項（F1～3）、甲11技術事項に基づいて、当業者が容易に想到できたものでなく、また、甲6（図1）発明、甲7技術事項（F1～3）、甲10技術事項、甲11技術事項に基づいて、当業者が容易に想到できたものともいえない。

（5） 本件第4発明

本件第4発明は、本件第1発明の構成をすべて含むから、少なくとも、本件第1発明と甲6（図1）発明とにおける相違点Aで、甲6（図1）発明とは相違する。

そして、相違点Aに係る構成は、甲7に何らの記載がないから、相違点Aに係る本件第4発明の構成も、甲6（図1）発明、甲7技術事項（F1～3）、甲7技術事項（J1）に基づいて、当業者が容易に想到できるものとはいえない。

したがって、他の相違点を検討するまでもなく、本件第3発明は、甲6（図1）発明、甲7技術事項（F1～3）、甲7技術事項（J1）に基づいて、当業者が容易に想到できたものではなく、また、甲6（図1）発明、甲7技術事項（F1～3）、甲10技術事項、甲7技術事項（J1）に基づいても、甲6（図1）発明、甲7技術事項（F1～3）、甲10技術事項、甲11技術事項、甲7技術事項（J1）に基づいても、当業者が容易に想到できたものともいえない。

なお、請求人は、本件第4発明において付加された構成が、甲7に記載されている旨の主張をするが、仮に、本件第4発明において付加された構成が甲7に開示された事項であったとしても、相違点Aに係る構成は、甲7に何らの記載がないのであるから、本件第3発明は、甲6（図1）発明、甲7技術事項（F1～3）、甲7技術事項（J1）に基づいて、当業者が容易に想到できたものではなく、また、甲6（図1）発明、甲7技術事項（F1～3）、甲10技術事項、甲7技術事項（J1）に基づいても、甲6（図1）発明、甲7技術事項（F1～3）、甲10技術事項、甲11技術事項、甲7技術事項（J1）に基づいても、当業者が容易に想到できたものともいえない。

（6） 小括

以上のとおりであるから、本件第1発明～第4発明に係る特許は、特許法第29条第2項の規定に違反されたものではなく、請求人が主張する無効理由2によっては無効とすることはできない。

3 無効理由3（理由3A（新規性）及び理由3B（進歩性））について

(1) 各引用文献に記載された事項について

ア 甲6

(ア) 甲6の請求項5に関して、次の記載がある。下線は、当合議体が付した。

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、酸素富化環境装置に係り、特に酸素濃度が約25～40%と通常の空気（酸素濃度約21%）よりも高く、吸引することによって安息をもたらし、健康を増進させることができる酸素富化空気を、住宅や病院、劇場、高地での滞在施設、乗物、動物用簡易病室等あらゆる隔離室の室内空間に供給することができるようにして、ほとんど意識することなく人や動物が所望の酸素濃度の酸素富化空気を吸引して呼吸できるようにし、様々な環境で体力の保持又は向上と体の健康を改善したり酸素不足による体力の低下やこれに起因する病気及び事故や遭難を未然に防止することができる画期的な酸素富化環境装置に関する。

【0016】更に他の目的は、外部の空気から隔離されると共に吸気口と排気口が配設され少なくとも1個体の動物が収容可能な室内空間を形成する隔離室に酸素富化空気を連続的に供給して該隔離室の室内空間を外部の空気よりも酸素濃度が高い酸素富化環境にすることによって、隔離室に収容した動物が該酸素富化環境中で呼吸可能となるようにし、動物病院に入院中の動物や、動物園で飼育されている動物のうち体の弱った動物の体調の回復を早め、また一般家庭で飼育されている動物の健康状態を改善できるようにすることである。

【請求項5】 外部の空気から隔離されると共に吸気口と排気口が配設され少なくとも1個体の動物が収容可能な室内空間を形成する隔離室と、該隔離室の外部に設置され空気中の窒素と酸素とを分離して酸素濃度の高い酸素富化空気を生成する酸素富化空気供給装置と、前記隔離室の前記吸気口に接続され該酸素富化空気供給装置から該隔離室に酸素富化空気を供給する送気管とを備え、外部の空気から酸素富化空気を製造しながら前記送気管と前記吸気口を介して前記酸素富化空気供給装置から前記隔離室に酸素富化空気を連続的に供給して該隔離室の前記室内空間を外部の空気よりも酸素濃度が高い酸素富化環境にし前記隔離室に収容した動物が該酸素富化環境中で呼吸可能となるように構成したことを特徴とする酸素富化環境装置。

【0025】 また本発明（請求項5）は、外部の空気から隔離されると共に吸気口と排気口が配設され少なくとも1個体の動物が収容可能な室内空間を形成する隔離室と、該隔離室の外部に設置され空気中の窒素と酸素とを分

離して酸素濃度の高い酸素富化空気を生成する酸素富化空気供給装置と、隔離室の吸気口に接続され該酸素富化空気供給装置から該隔離室に酸素富化空気を供給する送気管とを備え、外部の空気から酸素富化空気を製造しながら送気管と吸気口を介して酸素富化空気供給装置から隔離室に酸素富化空気を連続的に供給して該隔離室の室内空間を外部の空気よりも酸素濃度が高い酸素富化環境にし隔離室に収容した動物が該酸素富化環境中で呼吸可能となるように構成したことを特徴とするものである。

(イ) 上記(ア)から、次のことが認められる。

a 【0001】には「本発明は、酸素富化環境装置に係り」と記載されており、【0016】に「該隔離室の室内空間を外部の空気よりも酸素濃度が高い酸素富化環境にすることによって、隔離室に収容した動物が該酸素富化環境中で呼吸可能となるようにし、動物病院に入院中の動物・・・の体調の回復を早め」と記載されていることから、動物の体調を回復する酸素富化環境装置が記載されている、といえる。

b 【請求項5】には「・・・少なくとも1個体の動物が収容可能な室内空間を形成する隔離室と、空気中の窒素と酸素とを分離して酸素濃度の高い酸素富化空気を生成する酸素富化空気供給装置酸素富化空気供給装置と、・・・を特徴とする酸素富化環境装置。」と記載されているから、酸素富化環境装置は、空気中の窒素と酸素とを分離して酸素富化空気を生成する酸素富化空気供給装置と動物を収容可能な隔離室とから構成されている、といえる。

c 【請求項5】には「外部の空気から隔離されると共に吸気口と排気口が配設され少なくとも1個体の動物が収容可能な室内空間を形成する隔離室」と記載されており、隔離室の空気と外部の空気とが排気口により通じていることは明らかであるから、隔離室は、隔離室の空気と外部の空気とが通ずる排気口が配設されている隔離室、といえる。

d 【請求項5】には「動物が収容可能な室内空間を形成する隔離室」と記載されており、「前記酸素富化空気供給装置から前記隔離室に酸素富化空気を連続的に供給して該隔離室の前記室内空間を外部の空気よりも酸素濃度が高い酸素富化環境にし前記隔離室に収容した動物が該酸素富化環境中で呼吸可能となる」と記載されているから、酸素富化空気供給装置は、隔離室の室内空間の動物が酸素富化環境中で呼吸可能となるように、隔離室の室内空間を外部の空気よりも酸素濃度が高い酸素富化環境にするように、酸素富化空気を連続的に供給する、といえる。

e 【請求項5】には「排気口が配設され、・・・構成したことを特徴とす

る酸素富化環境装置。」と記載されているから、酸素富化環境装置には、排気口が配設されている、といえる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の記載から、甲6には次の発明(以下、「甲6(請求項5)発明」という)が記載されていると認められる。

「空気中の窒素と酸素を分離して酸素富化空気を生成する酸素富化空気供給装置と動物が収容可能な隔離室とから構成され、

前記隔離室は、隔離室の空気と外部の空気とが通ずる排気口が配設されている隔離室であって、

前記排気口が、配設されており、

前記酸素富化空気供給装置は、

隔離室の室内空間の動物が酸素富化環境中で呼吸可能となるように、隔離室の室内空間を外部の空気よりも酸素濃度が高い酸素富化環境にするように、酸素富化空気を連続的に供給する、

動物の体調を回復する酸素富化環境装置」

(エ) なお、請求人は、上記「第6の3の(1)のアの(イ)」及び「第6の3の(1)のアの(ウ)」のとおり、酸素濃度調整手段に関する態様を除く【0029】～【0036】の記載、及び【0068】と【0069】の第1行～第3行の記載は、甲6(請求項5)発明に対応する記載であると主張する。

しかしながら、【0029】に「以下本発明を図面に示す実施例に基づいて説明する。本発明の第1実施例に係る酸素富化環境装置1は、図1において、隔離室2と、酸素富化環境装置3と、送気管4と、O<sub>2</sub>センサと、酸素濃度調節器6と、制御装置8とを備えている。」と記載されているから、【0029】～【0036】に記載の実施例は、酸素濃度調節器とO<sub>2</sub>センサを備えるものである。同様に、【0069】には「該O<sub>2</sub>センサ5の信号と酸素濃度調節器6で設定した酸素濃度設定値の信号とが制御装置8にフィードバックされ」と記載されているから、【0068】と【0069】に記載の実施例も、酸素濃度調節器とO<sub>2</sub>センサを備えるものである。そして、いずれの実施例においても、酸素濃度調節器とO<sub>2</sub>センサを具備しないことは明記されていない。

そうすると、酸素濃度調節器とO<sub>2</sub>センサを備える実施例の記載において、酸素濃度調節器とO<sub>2</sub>センサの記載がない箇所を根拠として、酸素濃度調節器6とO<sub>2</sub>センサを具備しない構成までが開示されているということとはできない。

したがって、酸素濃度調整手段に関する態様を除く【0029】～【0036】の記載、及び【0068】と【0069】の第1行～第3行は、甲6(請求項5)発明に対応するものではないから、請求人の上記主張を採用す

ることはできない。

イ 甲7、甲10、甲11

上記「2の(1)のイ」～「2の(1)のエ」のとおりである。

(2) 本件第1発明

ア 対比

(ア) 甲6(請求項5)発明の「空気中の窒素と酸素を分離して酸素富化空気を生成する酸素富化空気供給装置」について、例えば、甲6の【0032】にも記載されているように、分離された窒素を吸着するためのゼオライト系の窒素吸着物質を備えていることは技術常識から明らかであるから、甲6(請求項5)発明の「空気中の窒素と酸素を分離して酸素富化空気を生成する酸素富化空気供給装置」は、本件第1発明の「ゼオライトを備える酸素濃縮器」に相当する。また、甲6(請求項5)発明の「動物」は「小動物」に、以下同様に、「収容可能な隔離室」は「収容するケージ」に相当する。

したがって、甲6(請求項5)発明の「空気中の窒素と酸素を分離して酸素富化空気を生成する酸素富化空気供給装置と動物を収容可能な隔離室とから構成され」は、本件第1発明の「ゼオライトを備えた酸素濃縮器と小動物を収容するケージとから構成され」に相当する。

(イ) 甲6(請求項5)発明において、隔離室2は「内外を連通する排気口2bを有する」ものであり、排気口2bにより、隔離室2の室内空間2cの空気は、外部に開放されていることから、「隔離室2」は、開放型であるといえる。

したがって、甲6(請求項5)発明の「前記隔離室2は、隔離室2の空気と外部の空気とが通ずる排気口が配設されている隔離室であって」は、本件第1発明の「前記ケージは、内外を連通する通孔を有する開放型のケージであって」に相当する。

なお、被請求人は、上記「第7の3の(2)のア」のとおり、本件第1発明の「開放型ケージ」は、甲6(請求項5)発明の「隔離室」とは相違すると主張する。

しかしながら、上記「2の(2)のアの(イ)」のとおりであるから、上記主張を採用することはできない。

(ウ) 甲6(請求項5)発明の「動物の体調を回復する酸素富化環境装置」について、上記「2の(2)のアの(ウ)」のとおり、甲6(請求項5)発明の「動物の体調を回復する酸素富化環境装置」は、本件第1発明の「小動物用酸素治療装置」に相当する。

(エ) 甲6 (請求項5) 発明の「前記排気口が、配設されており」と本件第1発明の「前記通孔は、前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように、ケージ内を前記酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気に交換できるように、前記酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できる大きさに形成されている」とは、「前記通孔は、形成されている」限りにおいて共通する。

なお、請求人は、上記「第6の3の(2)のAの(イ)」～「第6の3の(2)のAの(オ)」のとおり、甲6の【0068】の記載を根拠に、甲6 (請求項5) 発明は、構成E5、E6、E8を備えており、それぞれが、本件第1発明の構成A5、A6、A4と同一であることを主張する。

しかしながら、上記「(1)のAの(エ)」のとおり、【0068】は、甲6 (請求項5) 発明に対応する記載ではないから、【0068】の記載を根拠とする上記主張を採用することはできない。

#### イ 一致点と相違点

上記Aの結果をまとめると、本件第1発明と甲6 (請求項5) 発明との一致点及び相違点は、以下のとおりである。

##### (ア) 一致点

「ゼオライトを備えた酸素濃縮器と小動物を収容するケージとから構成され、前記ケージは、内外を連通する通孔を有する開放型のケージであって、前記通孔は、形成されている小動物用酸素治療装置。」

##### (イ) 相違点

相違点B：「前記通孔は、形成されている」について、本件第1発明の「通孔」は、「前記ケージに酸素濃度調整手段を具備することなく、ケージ内を小動物の酸素集中治療に最適であるとされる酸素濃度に保持できるように、ケージ内を前記酸素濃縮器からの新鮮な酸素含有空気に交換できるように、前記酸素濃縮器からの酸素含有空気の供給に対して、ケージ内の酸素含有空気を外部に放出できるように、通孔の大きさが形成されている」のに対して、甲6 (請求項5) 発明の「排気口」は、「配設されて」いるにすぎない点。

(ウ) 検討

a 相違点Bが実質的な相違点であるか否かを検討する。甲6には、「排気口」の大きさが、隔離室に酸素濃度調節器とO<sub>2</sub> センサとを具備することなく、「隔離室の室内空間を動物の」酸素集中治療に最適であるとされる「酸素濃度」に保持できるように、「隔離室の室内空間を」「酸素富化空気供給装置」からの新鮮な「酸素富化空気」に交換できるように、「酸素富化空気供給装置」からの「酸素富化空気」の「供給」に対して、「隔離室の室内空間」の「酸素含有空気」を外部に放出できる大きさに形成されている、ことについては記載も示唆もなく、また、相違点Bに係る点が、技術常識であるともいえない。

以上のことから、相違点Bは、実質的な相違点であるといえる。

b 請求人は、上記「第6の3の(1)のAの(ア)」及び「第6の3の(2)のAの(オ)」のとおり、甲6(請求項5)発明は、酸素濃度調整手段を具備していないから、本件第1発明と甲6(請求項5)発明とは同一であると主張しており、かかる主張について検討する。

甲6の【請求項5】及び【0025】には、隔離室に酸素濃度調節器とO<sub>2</sub> センサとが具備されているのか、具備されていないのかが明記されていないため、甲6(請求項5)発明が、酸素濃度調節器とO<sub>2</sub> センサを具備しているか否かは不明である。

そして、たとえ、請求人の上記主張のように、甲6(請求項5)発明は、酸素濃度調節器とO<sub>2</sub> センサとを具備していないものであると仮定したとしても、甲6には、「排気口」の大きさが、「隔離室」に酸素濃度調節器とO<sub>2</sub> センサとを具備することなく、「隔離室の室内空間を動物の」酸素集中治療に最適であるとされる「酸素濃度」に保持できるように、「隔離室の室内空間を」「酸素富化空気供給装置」からの新鮮な「酸素富化空気」に交換できるように、「酸素富化空気供給装置」からの「酸素富化空気」の「供給」に対して、「隔離室の室内空間」の「酸素含有空気」を外部に放出できる大きさに形成されている、ことについての記載も示唆もない。

したがって、請求人の上記主張のように、甲6(請求項5)発明は、酸素濃度調整手段を具備していないものであると仮定したとしても、相違点Bは、実質的な相違点であるといえる。

c 以上から、相違点Bは、実質的な相違点であるといえるので、本件第1発明と甲6(請求項5)発明とは同一であるということとはできない。

(3) 本件第2発明について

本件第2発明は、本件第1発明の構成をすべて含むから、少なくとも、本件第1発明と甲6(請求項5)発明とにおける相違点Bで、甲6(請求項5

) 発明とは相違する。

そして、相違点Bに係る構成は、甲6、甲10に何らの記載がないから、相違点Bに係る本件第2発明の構成も、甲6（請求項5）発明、甲10技術事項に基づいて、当業者が容易に想到できるものとはいえない。

したがって、他の相違点を検討するまでもなく、本件第2発明は、甲6（請求項5）発明、甲10技術事項に基づいて、当業者が容易に想到できたものではない。

なお、請求人は、本件第2発明において付加された構成が、甲6、甲10に記載されている旨の主張をするが、仮に、本件第2発明において付加された構成が甲6、甲10に開示された事項であったとしても、相違点Bに係る構成は、甲6、甲10に何らの記載がないのであるから、本件第2発明は、甲6（請求項5）発明、甲10技術事項に基づいて、当業者が容易に想到できたものではない。

#### （4） 本件第3発明

本件第3発明は、本件第1発明の構成をすべて含むから、少なくとも、本件第1発明と甲6（請求項5）発明とにおける相違点Bで、甲6（請求項5）発明とは相違する。

そして、相違点Bに係る構成は、甲11に何らの記載がないから、相違点Bに係る本件第3発明の構成も、甲6（請求項5）発明、甲11技術事項に基づいて、当業者が容易に想到できるものとはいえない。

したがって、他の相違点を検討するまでもなく、本件第3発明は、甲6（請求項5）発明、甲11技術事項に基づいて、当業者が容易に想到できたものでなく、また、甲6（請求項5）発明、甲10技術事項、甲11技術事項に基づいても、当業者が容易に想到できたものともいえない。

なお、請求人は、本件第3発明において付加された構成が、甲11に記載されている旨の主張をするが、仮に、本件第3発明において付加された構成が甲11に開示された事項であったとしても、相違点Aに係る構成は、甲11に何らの記載がないのであるから、本件第3発明は、甲6（請求項5）発明、甲11技術事項に基づいて、当業者が容易に想到できたものでなく、また、甲6（請求項5）発明、甲10技術事項、甲11技術事項に基づいても、当業者が容易に想到できたものともいえない。

#### （5） 本件第4発明

本件第4発明は、本件第1発明の構成をすべて含むから、少なくとも、本件第1発明と甲6（図1）発明とにおける相違点Bで、甲6（請求項5）発明とは相違する。

そして、相違点Bに係る構成は、甲7に何らの記載がないから、相違点Bに係る本件第4発明の構成も、甲6（請求項5）発明、甲7技術事項（J1）

に基づいて、当業者が容易に想到できるものとはいえない。

したがって、他の相違点を検討するまでもなく、本件第4発明は、甲6（請求項5）発明、甲7技術事項（J1）に基づいて、当業者が容易に想到できるものとはいえず、また、甲6（請求項5）発明、甲10技術事項、甲7技術事項（J1）に基づいても、甲6（請求項5）発明、甲10技術事項、甲11技術事項、甲7技術事項（J1）に基づいても、当業者が容易に想到できたものともいえない。

なお、請求人は、本件第4発明において付加された構成が、甲7に記載されている旨の主張をするが、仮に、本件第4発明において付加された構成が甲7に開示された事項であったとしても、相違点Bに係る構成は、甲7に何らの記載がないのであるから、本件第4発明は、甲6（請求項5）発明、甲7技術事項（J1）に基づいて、当業者が容易に想到できるものとはいえず、また、甲6（請求項5）発明、甲10技術事項、甲7技術事項（J1）に基づいても、甲6（請求項5）発明、甲10技術事項、甲11技術事項、甲7技術事項（J1）に基づいても、当業者が容易に想到できたものともいえない。

#### （6） 小括

以上のとおりであるから、本件第1発明に係る特許は、特許法第29条第1項第3号の規定に違反されたものではなく、本件第2発明～本件第4発明に係る特許は、特許法第29条第2項の規定に違反されたものではなく、請求人が主張する無効理由3（新規性3A及び進歩性3B）によっては無効とすることはできない。

#### 5 むすび

以上に述べたとおりであるから、請求人が主張する理由及び提出した証拠方法によっては、本件第1発明～本件第4発明に係る特許を無効にすることはできない。

審判費用については、特許法第169条第2項の規定で準用する民事訴訟法第61条の規定により、請求人が負担すべきものとする。

よって、結論のとおり審決する。

平成31年 1月16日

審判長 特許庁審判官 林 茂樹  
 特許庁審判官 船越 亮  
 特許庁審判官 高木 彰

(行政事件訴訟法第46条に基づく教示)

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日（  
附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、この審決に係る  
相手方当事者を被告として、提起することができます。

---

[審決分類] P 1 1 1 3 . 5 5 - Y (A 6 1 D)  
1 1 3  
1 2 1

---

上記はファイルに記録されている事項と相違ないことを認証する。

認証日 平成31年 1月16日 審判書記官 市川 公一

